

令和7年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

日時 令和7年6月4日（水）14：00～16：00

場所 横浜市役所 18 階会議室（みなと1・2・3）

次 第

1 開会

2 協議事項

- （1）道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（1団体） 【資料1、資料2】
- （2）道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（3団体） 【資料3-1～3】
- （3）道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（8団体）
【資料4、資料5、資料6-1～8】

3 報告事項

- （1）道路運送法第79条登録団体の変更報告 【資料7】
- （2）事故報告（3団体） 【資料8-1～3】
- （3）福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について 【資料9】
- （4）地域公共交通計画の策定について（都市整備局） 【資料10】
- （5）令和6年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録 【資料11】
- （6）令和6年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会（書面協議）議事要旨
【資料12】

<<資料>>

- （1）運送の対価について 【参考資料1】
- （2）自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて 【参考資料2】

令和7年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会は、令和7年11月頃に書面での開催を予定しています。
--

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 委員名簿

任期: 令和6年4月1日から令和8年3月31日

	選出分野	団体等	氏名（敬称略）
1	横浜市健康福祉局の職員	地域福祉保健部長	タカギ 高木 ミ 美岐
2	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	神奈川県個人タクシー協会 理事長	カドタニ 門谷 マコト 真人
3		一般社団法人神奈川県タクシー協会 常任理事	フジイ 藤井 カイチロウ 嘉一郎
4	住民又は旅客	青葉区介護者の会 介護者サポート「ほっと青葉」 代表	ウメハラ 梅原 ユミコ 由美子
5		特定非営利活動法人神奈川県難病団体連絡協議会	ヤムラ 矢村 マサヨシ 正義
6		横浜市中心身障害児者を守る会連盟 副代表幹事	クマサカ 熊坂 ヤスシ 康
7		公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会	シライシ 白石 ユキオ 幸男
8		特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長	クラサワ 倉澤 マサエ 政江
9	国土交通省地方運輸支局の職員	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	モリシタ 森下 ブンショウ 文章
10	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	全神奈川ハイタク労働組合連絡会議 議長	ミズノ 水野 キヨシ 潔
11	市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会 理事長	ハットリ 服部 カズヒロ 一弘
12	学識経験のある者	学校法人愛知東邦大学人間健康学部	ニシオ 西尾 アツシ 敦史
13	地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者	一般社団法人横浜市介護支援専門員協議会	スズモト 鈴木 マサル 勝
14		横浜市能見台地域ケアプラザ 看護師	ミヤコシ 宮越 シホ 志保
15	ボランティア団体に所属する者	認定特定非営利活動法人市民セクターよこはま 理事	スズキ 鈴木 チカコ 智香子

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱

制 定 平成 16 年 11 月 11 日 福高在第 262 号（副市長決裁）

改 正 令和 2 年 4 月 1 日 健福第 158 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定による設立の認証を受けたものをいう。以下「NPO」という。）等が道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（以下「法」という。）第 79 条に基づく登録（法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。以下同じ。）を経て行う福祉有償運送（以下「福祉有償移動サービス」という。）について、その必要性並びに適正な実施等について協議することを目的とした横浜市福祉有償移動サービス運営協議会（以下「協議会」という。）の運営その他必要な事項について定めるものとする。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- （1）NPO 等が実施する福祉有償移動サービスの必要性について
- （2）NPO 等が実施する福祉有償移動サービスの適正実施について
- （3）NPO 等が法第 79 条に基づく登録を申請する場合における旅客から収受する対価について
- （4）法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除について
- （5）その他会長が必要と認めることについて

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者に健康福祉局長が就任を依頼する。

- （1）横浜市健康福祉局の職員
- （2）一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- （3）住民又は旅客
- （4）国土交通省地方運輸支局の職員
- （5）一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- （6）市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- （7）学識経験のある者
- （8）地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者
- （9）市民活動支援団体に所属する者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、次の各号の事由に該当する場合に会長が招集する。

(1) 法第79条に基づく登録の申請が予定されるとき。

(2) 重大事故等、福祉有償移動サービス事業実施上の問題が発生したとき。

(3) その他会長が必要と認めるとき。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の協議事項は、出席委員の合議によりこれを決することを原則とする。

なお、協議が整わないときは、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。この場合において、第3条第2項第6号に該当する委員は、自らが行う福祉有償移動サービスの可否の議決には加わることはできない。

4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に所属する者を代理人として出席させ、会議及び表決を委任することができる。ただし、会長、第5条第3項に該当する委員を除く。

5 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。

(書面の郵送による議決)

第8条 会長は、法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るとき、または、協議会の運営上必要があると認めるときは、協議会の開催に代えて書面の郵送により意見の聴取を行い、協議を調えることができる。この場合においては、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うものとし、議事概要を作成して公表する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(連絡・相談窓口)

第10条 福祉有償移動サービスに関する相談、苦情、その他に対応するため、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課を連絡・相談窓口とする。

(守秘義務)

第11条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならな

い。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 11 月 11 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず平成 18 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 11 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱の改正より、新たに増員された委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず平成 20 年 6 月 19 日とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の改正により、就任を依頼された委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず平成 26 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会は、健康福祉局長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年度第1回横浜市福祉有償移動サービス新規申請団体一覧

【資料1】

		新規登録	
		1	
法人名称		一般社団法人やどりぎ	
介護保険法事業所指定		無	
障害者総合支援法事業所指定		無(取得予定)	
その他の運送区域		無	
使用車両数(台数)		1	
内訳	所有	0	
	持込み	1	
運転者(人)		2	
対象者(人)		8	
※旅客の範囲	イ	○	
	ロ		
	ハ	○	
	ニ		
	ホ	○	
	ヘ		
	ト		
会費		入会金:3,000円、年会費:1,000円	
対価(料金)	運送の対価		200円/km
	【参考:タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1.091kmまで500円、100円/239m 【普通車時間制運賃】初乗 5,450円/1時間、加算 2,460円/30分
	運送の対価以外の対価	迎車料	300円
		待機料	250円/10分
		介助料	1,000円
		添乗・付添料	300円/10分
		その他の料金	
標準的な利用による対価(料金)	【標準的利用例】	5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)	
	【運送の対価】	1,000円【200円/km×5km】	
	【参考:タクシー料金】	2,130円【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】	
	【運送の対価以外の対価】	迎車料:300円 介助料:1,000円	
	【総合計】	2,300円	

※旅客の範囲:イ.身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者/ロ.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者者/ハ.障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者/ニ.介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者/ホ.介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者/ヘ.介護保険法施行規則第140条の62の4第2号のる基準(基本チェックリスト)に該当する者/ト.その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

法人名称	一般社団法人やどりぎ					
法人種別	一般社団法人					
	【法人代表者氏名】		柳田 由美子			
	【法人設立年月日】		令和7 年 4 月 18 日			
			【法人所在地】 横浜市青葉区美しが丘一丁目13番地10吉村ビル107号			
	事業等	※履歴事項全部証明書より この法人は、人々が、性別、年齢、障害の有無などによって分け隔てられることなく、総合に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するため、人々の自立及び社会参加の支援の為に寄与することをを目的とし、次の事業を行う。 (1)移動支援事業 (2)福祉有償移動サービス (3)障害児・者日中一時支援事業 (4)短期入所事業 (5)生活介護事業 (6)居宅介護事業 (7)共同生活援助事業 (8)その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
事業所所在地	やどりぎ 横浜市青葉区美しが丘一丁目13番地 10吉村ビル107号		介護保険法事業所 指定	無	障害者総合支援法 事業所指定	無 (取得予定)
運送の区域	横浜市					
使用車両 1 台	所有車両			持ち込み(貸借)車両		
	福祉車両	0 台 設備内訳			0 台 設備内訳	
		→ 寝台車 0 台 車椅子車 0 台 兼用車 0 台 回転シート車 0 台			→ 寝台車 0 台 車椅子車 0 台 兼用車 0 台 回転シート車 0 台	
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上			任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
普通車両(セダン等)	0 台			1 台		
	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上			任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		
運転者	一種免許所持者	2 人	内、直近2年間免許停止処分者	0 人	・認定講習 済 2 人 ・セダン講習等 済 2 人	登録時までに取得予定 0 人 登録時までに取得予定 0 人
	二種免許所持者	0 人	内、直近2年間免許停止処分者	0 人	・セダン講習等 未 0 人	登録時までに取得予定 0 人
	合計	2 人	内、直近2年間免許停止処分者	0 人		

対象者	8人	内訳											
		イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ	ト(その他)
		6級 人		3級 人		軽度 人		要介護1 人		要支援1 人		(チェックリスト) 人	肢体不自由 人
		5級 人		2級 人		中度 人		要介護2 人		要支援2 1人		人	内部障害 人
		4級 人		1級 人		重度 7人		要介護3 人					知的障害 (認定者を除く) 人
		3級 1人						要介護4 人					精神障害 (認定者を除く) 人
		2級 1人						要介護5 人					その他 人
		1級 4人											
		6人		0人		7人		0人		1人		0人	0人
合計 14人 (重複:6人)													
旅客の範囲													
○ イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者													
□ ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者													
○ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者													
ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者													
○ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者													
ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者													
ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者													
備考 【ホ(要支援認定者)】脊柱管狭窄症のため、神経の痛みあり介助がないと移動ができない為													
会費	入会金:3,000円、年会費:1,000円												
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価								
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	200円/km								
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	300円								
		待機料		有	250円/10分								
		介助料		有	1,000円								
		添乗・付添料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	300円/10分								
		その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)		無									
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)											
	運送の対価	1,000円【200円/km×5km】											
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】											
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円 介助料:1,000円											
	総合計	2,300円											
運行管理体制	○ 運行管理の責任者の選任 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済												
	○ 整備管理責任者の選任 有 無												
	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 有 無												
	○ 事故発生時の連絡体制 有 無												
	○ 苦情対応の体制 有 無												
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に 非該当 該当												

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会
変更事項	運送の対価、迎車料、待機料、介助料、付添・添乗料、その他
提出日	令和7年4月22日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで550円 以降、250円/km	初乗り2kmまで450円 以降、200円/加算
運送の対価以外の対価	迎車料	500円	市内320円 市外の場合は210円加算
	待機料	800円/30分 以降、450円/15分加算	700円/30分 以降、350円/15分加算
	介助料	玄関から送迎車両まで運転手一人で 対応可能な場合の乗降介助 1,300円/30分	玄関から送迎車両まで運転手一人で対 応可能な場合の乗降介助 1,100円/30分
	添乗・ 付添料	1,500円/30分	1,300円/30分
	その他	時間外(17時～9時の出発または到着 の場合):1,500円 休日(土日祝日、年末年始):2,500円 当日キャンセル:1,500円(体調不良等 の場合は除く) 車いす貸出料:510円 リクライニング車いす貸出料:1,530円 ＜＜ストレッチャー使用料を削除＞＞	時間外(17時～9時の出発または到着 の場合):1,100円 休日(土日祝日、年末年始):2,200円 当日キャンセル:1,100円 車いす使用料:510円 リクライニング車いす使用料:1,530円 ストレッチャー使用料:2,550円

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	医療法人横浜博萌会
変更事項	その他
提出日	令和7年4月14日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り1kmまで200円 以降、180円/km加算	
運送の対価以外の対価	迎車料	300円	
	待機料	400円/15分	
	介助料	【介護保険等適用の場合】自己負担割合分 【実費の場合】1,000円/1送迎 ※祝祭日、平日午前8時以前、午後6時以降は25%割増	
	添乗・付添料	300円/15分 ※祝祭日、平日午前8時以前、午後6時以降は25%割増	
	その他	・車いす貸出料:介助式 500円 リクライニング式 1,000円 ＜＜ストレッチャー使用料を削除＞＞ ・車いす階段昇降料:(1回につき) 3階まで500円、4階まで1,000円、 5階まで1,500円 ・当日キャンセル料:(出庫前)無料 (出庫後)500円	・車いす使用料:介助式 300円 リクライニング式 500円 ・ストレッチャー使用料: (リネン代含)3,000円 ・車いす階段昇降料:(1回につき) 3階まで500円、4階まで1,000円、 5階まで1,500円 ・当日キャンセル料:(出庫前)無料 (出庫後)500円

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	公益社団法人北汲沢地域総合福祉活動委員会
変更事項	運送の対価
提出日	令和7年4月17日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで500円 以降、100円/km	初乗り2kmまで300円 以降、100円/km
運送の対価以外の対価	迎車料		
	待機料	150円/30分	
	介助料		
	添乗・付添料		
	その他		

79条登録団体の登録期限一覧

月	日	法人名
7月	4日	特定非営利活動法人鶴の仲間
8月	10日	神奈川高齢者生活協同組合
	17日	医療法人 桃潤会
	28日	社会福祉法人 たすけあい泉
	28日	公益社団法人 北汲沢地域総合福祉活動委員会
10月	15日	医療法人光陽会
	30日	福祉クラブ生活協同組合
11月	16日	医療法人横浜博萌会

令和7年度第1回横浜市福祉有償移動サービス更新登録申請団体一覧

【資料5】

		更新登録			
		1	2	3	4
法人名称		特定非営利活動法人鶴の仲間	神奈川高齢者生活協同組合	医療法人桃潤会	社会福祉法人たすけあい泉
介護保険法事業所指定		無	無	有	有
障害者総合支援法事業所指定		有	無	無	有
その他の運送区域		無	藤沢市、相模原市、伊勢原市、平塚市、秦野市、寒川町	川崎市	無
使用車両数(台数)		19	3	4	16
内訳	所有	3	0	4	11
	持込み	16	3	0	5
運転者(人)		16	3	5	16
対象者(人)		52	20	12	502
※旅客の範囲	イ	○	○	○	○
	ロ	○	○		○
	ハ	○	○		○
	ニ	○	○	○	○
	ホ	○	○		○
	ヘ				
	ト	○	○		
会費		入会金：1,000円、年会費：3,000円	入会金(出資金として)：1,000円 ※退会時返却		
対価(料金)	運送の対価	150円/km	150円/km 片道20kmを超える片道移送の場合は、 20kmを超えた部分の距離1kmにつき、150円加算	初乗り2kmまで350円 以降、150円/km加算	初乗り1kmまで300円 以降、270円/km加算
	【参考：タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1.091kmまで500円、100円/239m 【普通車時間制運賃】初乗 5,450円/1時間、加算 2,460円/30分		
	運送の対価以外の対価	迎車料	300円(事務所を起点として半径8km以内) 8kmを超える場合は、地域外加算として50円/km加算	5km以下：450円、5km以上10kmまで：550円、10km以上：650円	300円
		待機料	500円/30分	150円/10分	300円/30分
		介助料	【障害者移動支援事業ご利用の場合】 法定の利用者負担割合分 【実費の場合】1,000円/1回	400円	1,000円/1送迎
		添乗・付添料	【障害者移動支援事業ご利用の場合】 法定の利用者負担割合分 【実費の場合】500円/30分		【障害福祉サービス利用の場合】 法定の自己負担割合分 【実費の場合】 平日(月～金)9時～18時：1,200円 その他の時間帯：1,500円
		その他の料金	・時間外加算：250円/30分 ・遠方加算(20km以上の片道利用の場合)：1,000円加算	・キャンセル料：前日まで無料、当日500円 ・福祉車両設備使用料：500円	設備使用料(リフトカー使用料)：500円 ・リクライニング車椅子貸出料：300円 ・車いす貸出料：100円 ・キャンセル料： 平日(月～金)9時～18時：1,200円 その他の時間：1,500円
標準的な利用による対価(料金)	【標準的利用例】		5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)		5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)
	【運送の対価】		750円【150円/km×5km】	750円【150円/km×5km】	800円【350円(初乗2km)+450円(150円/km×3km)】
	【参考：タクシー料金】		2,130円【458円(初乗1.091kmまで500円：約458円/km)+1,672円(100円/239m：約418円/km×4km)】		2,130円【458円(初乗1.091kmまで500円：約458円/km)+1,672円(100円/239m：約418円/km×4km)】
	【運送の対価以外の対価】		迎車料：300円 介助料：1,000円	迎車料：450円(迎車距離：5kmまで) 介助料：400円	迎車料：300円 介助料：1,000円
	【総合計】		2,050円	1,600円	2,100円
					2,880円

令和7年度第1回横浜市福祉有償移動サービス更新登録申請団体一覧

【資料5】

		更新登録				
		5	6	7	8	
法人名称		公益社団法人北汲沢地域総合福祉活動委員会 料金変更申請	医療法人光陽会	福祉クラブ生活協同組合	医療法人博萌会 料金変更申請	
介護保険法事業所指定		無	有	無	有	
障害者総合支援法事業所指定		無	有	無	有(休止中)	
その他の運送区域		無	無	鎌倉市、逗子市、藤沢市、茅ヶ崎市、 葉山町、川崎市、厚木市	無	
使用車両数(台数)		5	3	104	4	
内訳	所有	0	3	28	4	
	持込み	5	0	76	0	
運転者(人)		6	6	121	4	
対象者(人)		39	43	1,110	128	
※ 旅 客 の 範 囲	イ	○	○	○	○	
	ロ			○		
	ハ	○	○	○		
	ニ	○	○	○	○	
	ホ	○	○	○	○	
	ヘ ト	○		○		
会費				1,000円/月(出資金。退会時に返却)		
対 価 (料 金)	運送の対価	初乗り2kmまで500円 以降、100円/km加算	初乗り2kmまで660円 以降、330円/km加算	150円/km	初乗り1kmまで200円 以降、180円/km加算	
	【参考:タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1.091kmまで500円、100円/239m 【普通車時間制運賃】初乗 5,450円/1時間、加算 2,460円/30分			
	運 送 の 対 価 以 外 の 対 価	迎車料		300円	300円 ※地域外加算:10kmを超える迎車の場合は、 10kmを超えた時点より、50円/km加算	300円
		待機料	150円/30分	250円/15分	550円/30分	400円/15分
		介助料		【介護保険又は障害福祉サービスを利用した場合】 利用者自己負担割合分 【実費の場合】1,000円/送迎	1,210円	【介護保険等適用の場合】 自己負担割合分 【実費の場合】1,000円/1送迎 ※祝祭日、平日午前8時以前、午後6時以降は25%割増
		添乗・ 付添料		1,500円/1名	550円/30分	300円/15分 ※祝祭日、平日午前8時以前、午後6時以降は25%割増
	その他の 料金			・時間外料金:280円/30分 (平日(月～金)9:00～17:00以外、お盆(8/13～15)、年末年始(12/29～1/3)に適用) ・遠方加算料金:1,000円(片道送迎で25km以上一律) ・キャンセル料:550円 但し、出庫後の場合は迎車料300円加算	・車いす使用料:(介助式)500円、(リクライニング式)1,000円 ・車いす階段昇降料:(1回につき)3階まで500円、4階まで1,000円 5階まで1,500円 ・キャンセル料:(出庫前)無料、(出庫後)500円	
標 準 的 な 利 用 に よ る 対 価 (料 金)	【標準的利用例】	5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)				
	【運送の対価】	800円【500円(初乗2km)+300円(100円/km×3km)】	1,650円【660円(初乗2km)+990円(330円/km×3km)】	750円【150円/km×5km】	920円【200円(初乗1km)+720円(180円/km×4km)】	
	【参考:タクシー料金】	2,130円【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】				
	【運送の対価 以外の対価】	迎車料:無 介助料:無	迎車料:300円 介助料:1,000円	迎車料:300円 介助料:1,210円	迎車料:300円 介助料:1,000円	
	【総合計】	800円	2,950円	2,260円	2,220円	

※旅客の範囲:イ.身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者/ロ.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者/ハ.障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者/ニ.介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者/ホ.介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者/ヘ.介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者/ト.その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

法人名称	特定非営利活動法人鶴の仲間					
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人					
	【法人代表者氏名】 吉原 修		【法人所在地】			
	【法人設立年月日】 平成21 年 9 月 16 日		横浜市港北区綱島東四丁目5番39号			
	事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、高齢者、身体障害、知的障害等移動困難者に対して、外出支援に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り広く公益に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1)福祉有償運送事業 (2)障害者の生活を支援する地域生活支援事業 (3)障害者の生活を支援する精神福祉サービス事業 (4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
事業所所在地	つるの仲間 横浜市港北区綱島西5-23-24 ドエルイン綱島201		介護保険法事業所指定	無	障害者総合支援法事業所指定 有	
運送の区域	横浜市					
使用車両 19 台	所有車両			持ち込み(貸借)車両		
	福祉車両	3 台 設備内訳			1 台 設備内訳	
		→ 寝台車 0 台 車椅子車 3 台 兼用車 0 台 回転シート車 0 台			→ 寝台車 0 台 車椅子車 1 台 兼用車 0 台 回転シート車 0 台	
		任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上			任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
普通車両(セダン等)	0 台			15 台		
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上			任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
運転者	一種免許所持者	15 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人	・認定講習 済 15 人 ・セダン講習等 済 15 人	登録時までに取得予定 0 人 登録時までに取得予定 0 人	
	二種免許所持者	1 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人	・セダン講習等 済 1 人	登録時までに取得予定 0 人	
	合計	16 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人			

対象者	52人	内訳																						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ	ト(その他)																
		6級 1人	3級 1人	軽度 1人	要介護1 1人	要支援1 1人	(チェックリスト)	肢体不自由 1人																
		5級 1人	2級 1人	中度 1人	要介護2 6人	要支援2 3人	人	内部障害 1人																
		4級 1人	1級 1人	重度 26人	要介護3 3人			知的障害 (認定者を除く) 1人																
		3級 1人			要介護4 2人			精神障害 (認定者を除く) 1人																
		2級 7人			要介護5 3人			その他 1人																
		1級 15人																						
		24人	2人	28人	15人	4人	0人	1人																
		合計 74人 (重複:22人)																						
旅客の範囲																								
<table><tr><td>○</td><td>イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者</td></tr><tr><td>○</td><td>ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者</td></tr><tr><td>○</td><td>ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者</td></tr><tr><td>○</td><td>ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者</td></tr><tr><td>○</td><td>ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者</td></tr><tr><td></td><td>ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者</td></tr><tr><td>○</td><td>ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者</td></tr></table>							○	イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者	○	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者	○	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者	○	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者	○	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者		ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者	○	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者				
○	イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者																							
○	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者																							
○	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者																							
○	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者																							
○	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者																							
	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者																							
○	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者																							
備考 【ホ(要支援認定者)】半身麻痺や強い痛みなどがあり付添が必要な方 【ト(その他)】腰痛がひどく、一人での外出が困難。長距離の場合は、車いすを利用。																								
会費	入会金:1,000円、年会費:3,000円																							
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価																			
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	150円/km																			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	300円(事務所を起点として半径8km以内) 8kmを超える場合は、地域外加算として50円/km加算																			
		待機料		有	500円/30分																			
		介助料		有	【障害者移動支援事業ご利用の場合】 法定の利用者負担分 【実費の場合】1,000円/1回																			
		添乗・付添料		有	【障害者移動支援事業ご利用の場合】 法定の利用者負担分 【実費の場合】500円/30分																			
		その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)		有	時間外加算:250円/30分 遠方加算(20km以上の片道利用の場合):1,000円加算																			
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)																						
	運送の対価	750円【150円/km×5km】																						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】																						
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円 介助料:1,000円																						
	総合計	2,050円																						
運行管理体制	<table><tr><td>○ 運行管理の責任者の選任</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○ 整備管理責任者の選任</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>○ 事故発生時の連絡体制</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>○ 苦情対応の体制</td><td>有</td><td>無</td></tr></table>						○ 運行管理の責任者の選任	有	無	車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済			○ 整備管理責任者の選任	有	無	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統	有	無	○ 事故発生時の連絡体制	有	無	○ 苦情対応の体制	有	無
○ 運行管理の責任者の選任	有	無																						
車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済																								
○ 整備管理責任者の選任	有	無																						
○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統	有	無																						
○ 事故発生時の連絡体制	有	無																						
○ 苦情対応の体制	有	無																						
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					非該当	該当																	

法人名称	神奈川高齢者生活協同組合					
法人種別	生活協同組合					
	【法人代表者氏名】		星野 宗吾			
	【法人設立年月日】		平成12 年 3 月 31 日			
			【法人所在地】 横浜市中区羽衣町二丁目7番10号関内駅前マークビル5階			
	事業等	※履歴事項全部証明より 目的 事業 (1)組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業 (2)組合員の生活に有用な協同施設(第4号に掲げるものを除く。)を設置し、組合員に利用させる事業 (3)組合員の生活に必要な物資を購入し、これを加工して組合員に供給する事業 (4)高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの (5)組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業 (6)前各号の事業に附帯する事業				
事業所所在地	横浜地区移送サービス 横浜市中区羽衣町2-7-10関内駅前 マークビル5階		介護保険法事業所 指定	無	障害者総合支援法 事業所指定	無
運送の区域	横浜市、藤沢市、相模原市、伊勢原市、平塚市、秦野市、寒川町					
使用車両 3 台	所有車両			持ち込み(貸借)車両		
	福祉車両	0 台 設備内訳 ⇒ ・寝台車 0 台 ・車椅子車 0 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		1 台 設備内訳 ⇒ ・寝台車 0 台 ・車椅子車 1 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台 任意保険等の確認 ☒ 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		
		普通車両(セダン等)	0 台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		2 台 任意保険等の確認 ☒ 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
	運転者	一種免許所持者	2 人 内、直近2年間免許 停止処分者	0 人	・認定講習 ☒ 済 2 人 ・セダン講習等 ☒ 済 2 人	登録時までに取得予定 0 人 登録時までに取得予定 0 人
二種免許所持者		1 人 内、直近2年間免許 停止処分者	0 人	・セダン講習等 ☒ 済 1 人	登録時までに取得予定 0 人	
合計		3 人 内、直近2年間免許 停止処分者	0 人			

対象者	20人	内訳																								
		イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ	ト(その他)													
		6級 人		3級 人		軽度 人		要介護1 1人		要支援1 人		(チェックリスト)	肢体不自由 人													
		5級 人		2級 人		中度 1人		要介護2 4人		要支援2 7人		人	内部障害 2人													
		4級 1人		1級 人		重度 人		要介護3 4人					知的障害 (認定者を除く) 人													
		3級 1人						要介護4 人					精神障害 (認定者を除く) 人													
		2級 1人						要介護5 人					その他 人													
		1級 人																								
		3人		人		1人		9人		7人		人	2人													
		合計 22人 (重複:2人)																								
旅客の範囲		<table><tr><td>○</td><td>イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者</td></tr><tr><td>○</td><td>ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者</td></tr><tr><td>○</td><td>ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者</td></tr><tr><td>○</td><td>ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者</td></tr><tr><td>○</td><td>ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者</td></tr><tr><td></td><td>ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者</td></tr><tr><td>○</td><td>ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者</td></tr></table>											○	イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者	○	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者	○	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者	○	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者	○	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者		ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者	○	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者
○	イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者																									
○	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者																									
○	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者																									
○	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者																									
○	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者																									
	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者																									
○	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者																									
備考		【ロ(精神障害者)】現在は利用者がいないが、受入体制は整っている。 【ホ(要支援認定者)】歩行が困難であり、歩行器の利用や付添が必要な方 【ト(その他)】透析の方																								
会費		入会金:(出資金として)1,000円 ※退会時返却																								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価																					
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	150円/km																					
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	5km以下:450円、5km以上10kmまで:550円、10km以上:650円																					
		待機料		有	150円/10分																					
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	400円																					
		添乗・付添料	無																							
		その他(ストレッチャー・車いす使用料等)	有	キャンセル料:前日まで無料 当日:500円 福祉車両設備使用料:500円																						
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)																								
	運送の対価	750円【150円/km×5km】																								
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】																								
	運送の対価以外の対価	迎車料:450円(迎車距離:5kmまで) 介助料:400円																								
	総合計	1,600円																								
運行管理体制	<table><tr><td>○ 運行管理の責任者の選任</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○ 整備管理責任者の選任</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>○ 事故発生時の連絡体制</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>○ 苦情対応の体制</td><td>有</td><td>無</td></tr></table>					○ 運行管理の責任者の選任	有	無	車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済			○ 整備管理責任者の選任	有	無	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統	有	無	○ 事故発生時の連絡体制	有	無	○ 苦情対応の体制	有	無			
○ 運行管理の責任者の選任	有	無																								
車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済																										
○ 整備管理責任者の選任	有	無																								
○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統	有	無																								
○ 事故発生時の連絡体制	有	無																								
○ 苦情対応の体制	有	無																								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に																									
	非該当				該当																					

法人名称	医療法人桃潤会					
法人種別	医療法人					
	法人代表者氏名		米波 浩二			
	法人設立年月日		平成2 年 12 月 14 日			
			【法人所在地】 山梨県西八代郡市川三郷町上野2968番地			
	事業等	※現在事項全部証明書より 目的及び業務 本社は、診療所及び介護老人保健施設を経営し、科学的でかつ適正な医療及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療、介護予防等を普及することを目的とする。 本社の開設する診療所並びに介護老人保健施設の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 1) 介護老人保健施設 ナーシングプラザ三珠 山梨県西八代郡市川三郷町上野2968番地 2) 介護老人保健施設 ろうけん宮前 神奈川県川崎市宮前区水沢二丁目20番1号 3) 水沢クリニック 神奈川県川崎市宮前区水沢二丁目20番1号 本社は、前条に掲げる診療所及び介護老人保健施設を経営するほか、次の業務を行う。 1) 認知症対応型共同生活介護事業 事業所名 在宅福祉施設 カーム三珠 所在地 山梨県西八代郡市川三郷町上野2968番地 2) 居宅介護支援事業 事業所名 ケアサポート宮前 所在地 神奈川県川崎市宮前区水沢二丁目20番1号 3) 福祉有償運送事業 事業所名 介護老人保健施設 ろうけん宮前 所在地 神奈川県川崎市宮前区水沢二丁目20番1号				
事業所所在地	介護老人保健施設 ろうけん宮前 川崎市宮前区水沢二丁目20番1号		介護保険法事業所指定	有	障害者自立支援法事業所指定 無	
運送の区域	横浜市、川崎市					
使用車両 4 台	所有車両		持ち込み(貸借)車両			
	福祉車両	3 台 設備内訳 ・ 寝台車 1 台 ・ 車椅子車 2 台 ・ 兼用車 0 台 ・ 回転シート車 0 台 任意保険等の確認 済 ・ 対人無制限 ・ 対物1,000万円以上		0 台 設備内訳 ・ 寝台車 0 台 ・ 車椅子車 0 台 ・ 兼用車 0 台 ・ 回転シート車 0 台 任意保険等の確認 ・ 対人無制限 ・ 対物1,000万円以上		
		普通車両(セダン等)	1 台 任意保険等の確認 済 ・ 対人無制限 ・ 対物1,000万円以上		0 台 任意保険等の確認 ・ 対人無制限 ・ 対物1,000万円以上	
運転者	一種免許所持者	5 人 内、直近2年間免許停止処分者	0 人	・ 認定講習 済 5 人 ・ セダン講習等 済 5 人	登録時までに取得予定 0 人 登録時までに取得予定 0 人	
	二種免許所持者	0 人 内、直近2年間免許停止処分者	0 人	・ セダン講習等 未 0 人	登録時までに取得予定 0 人	
	合計	5 人 内、直近2年間免許停止処分者	0 人			

対象者	11人	内訳																							
		イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ	ト(その他)												
		6級 人		3級 人		軽度 人		要介護1 1人		要支援1 人		(チェックリスト)	肢体不自由 人												
		5級 人		2級 人		中度 人		要介護2 1人		要支援2 人		人	内部障害 人												
		4級 人		1級 人		重度 人		要介護3 4人					知的障害 (認定者を除く) 人												
		3級 人						要介護4 1人					精神障害 (認定者を除く) 人												
		2級 人						要介護5 5人					その他 人												
		1級 1人											人												
		1人		人		人		12人		人		人	人												
		合計 12人 (重複:1人)																							
旅客の範囲																									
<table><tr><td>○</td><td>イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者</td></tr><tr><td></td><td>ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者</td></tr><tr><td></td><td>ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者</td></tr><tr><td>○</td><td>ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者</td></tr><tr><td></td><td>ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者</td></tr><tr><td></td><td>ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者</td></tr><tr><td></td><td>ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者</td></tr></table>												○	イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者		ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者		ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者	○	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者		ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者		ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者		ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者
○	イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者																								
	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者																								
	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者																								
○	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者																								
	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者																								
	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者																								
	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者																								
備考																									
会費																									
対価区分 内容 判断基準 対価																									
対価(料金)	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	150円/km																				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	300円																				
		待機料		有	300円/30分																				
		介助料	有	1,000円(1送迎)																					
		添乗・付添料	有	500円/30分																					
		その他(ストレッチャー・車いす使用料等)	有	設備使用料(リフトカー使用料): 500円																					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)																							
	運送の対価	800円【350円(初乗り2km)+450円(150円/km×3km)】																							
	【参考:タクシー料金】※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】																							
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円 介助料:1,000円																							
	総合計	2,100円																							
運行管理体制	○ 運行管理の責任者の選任 有 無																								
	車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済																								
	○ 整備管理責任者の選任 有 無																								
	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 有 無																								
	○ 事故発生時の連絡体制 有 無																								
○ 苦情対応の体制 有 無																									
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に 非該当 該当																								

法人名称	社会福祉法人たすけあい泉				
法人種別	社会福祉法人				
	法人代表者氏名 吉川 則子		【法人所在地】		
	法人設立年月日 平成16 年 5 月 21 日		横浜市泉区中田南三丁目24番9号		
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 1. この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人居宅介護等事業の経営 (ロ) 老人デイサービス事業の経営 (ハ) 障害福祉サービス事業の経営 (ニ) 移動支援事業の経営 (ホ) 特定相談支援事業の経営 1. この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の公益を目的とする事業を行う。 (1) 居宅介護支援事業 (2) 福祉用具貸与事業 (3) 高齢者食事サービス事業 (4) 訪問看護事業 (5) 特定福祉用具販売事業 (6) 福祉有償移動サービス事業				
事業所所在地	たすけあい泉暮らしのデザインセンター 移動サービスゆめ 横浜市泉区中田南3-24-9		介護保険法事業所指定	有	障害者自立支援法事業所指定 有
運送の区域	横浜市				
使用車両 16 台	所有車両			持ち込み(貸借)車両	
	福祉車両	6 台	設備内訳 ・寝台車 0 台 ・車椅子車 6 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台	0 台	設備内訳 ・寝台車 0 台 ・車椅子車 0 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台
		任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
	普通車両(セダン等)	5 台	任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	5 台	任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	16 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人	・認定講習 済 16 人 ・セダン講習等 済 16 人	登録時までに取得予定 0 人 登録時までに取得予定 0 人
	二種免許所持者	0 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人	・セダン講習等 未 0 人	登録時までに取得予定 0 人
	合計	16 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人		

対象者	502人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 1人	3級 1人	軽度 6人	要介護1 56人	要支援1 11人		肢体不自由 人
		5級 人	2級 3人	中度 14人	要介護2 68人	要支援2 29人	人	内部障害 人
		4級 3人	1級 2人	重度 52人	要介護3 42人			知的障害 (認定者を除く) 人
		3級 10人			要介護4 60人			精神障害 (認定者を除く) 人
		2級 63人			要介護5 33人			その他 人
		1級 138人						人
		215人	6人	72人	259人	40人	人	人
								合計 592人 (重複:90人)
旅客の範囲								
☐ イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ☐ ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 ☐ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ☐ ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ☐ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ☐ ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 ☐ ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者								
備考 【ホ(要支援認定者)】車いす、歩行器の利用者、ふらつきがあり転倒の恐れがある利用者等								
会費								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	150円/km			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	300円			
		待機料		有	平日(月～金)9時～18時:450円/15分 その他の時間帯:550円/15分			
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	【障害福祉サービス利用の場合】法定の自己負担割合分 【実費の場合】平日(月～金)9時～18時:1,200円 その他の時間帯:1,500円			
		添乗・付添料		有	【障害福祉サービス利用の場合】法定の自己負担割合分 【実費の場合】平日(月～金)9時～18時:600円/15分 その他の時間帯:750円/15分			
その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)	有	リクライニング車椅子貸出料:300円/1回 車いす貸出使用料:100円/1回 キャンセル料(在庫してからのキャンセルの場合) 平日(月～金)9時～18時:1,200円 その他の時間:1,500円						
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	1,380円【300円(初乗り1km) + 1,080円(270円/km × 4km)】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円 介助料:1,200円						
	総合計	2,880円						
運行管理体制	☐ 運行管理の責任者の選任 ☒ 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 ☐ 整備管理責任者の選任 ☒ 有 無 ☐ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 ☒ 有 無 ☐ 事故発生時の連絡体制 ☒ 有 無 ☐ 苦情対応の体制 ☒ 有 無							
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に				☐ 非該当 ☒ 該当			

法人名称	公益社団法人北汲沢地域総合福祉活動委員会						
法人種別	公益社団法人						
	【法人代表者氏名】 宮沢 忠男		【法人所在地】				
	【法人設立年月日】 平成23 年 2 月 16 日		横浜市戸塚区汲沢七丁目23番18号				
	事業等	※履歴事項全部証明書より 目的 この法人は、北汲沢地域における住民に対して、地域で安心・安全に暮らせるよう福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 1 地域住民への外出支援活動 2 地域住民への日常生活支援活動 3 高齢者への給食・配食支援活動 4 地域住民への育児支援活動 5 その他住民の福祉増進に対する支援活動					
事業所所在地	※法人所在地と同様		介護保険法事業所指定	無	障害者総合支援法事業所指定	無	
運送の区域	横浜市						
使用車両 5 台	所有車両			持ち込み(貸借)車両			
	福祉車両	0 台 設備内訳 ⇒ ・寝台車 0 台 ・車椅子車 0 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台			0 台 設備内訳 ⇒ ・寝台車 0 台 ・車椅子車 0 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台		
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上			任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		
		普通車両(セダン等)	0 台			5 台	
任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上			任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上				
運転者	一種免許所持者	6 人	内、直近2年間免許停止処分者	0 人	・認定講習 済 6 人 ・セダン講習等 済 6 人	登録時までに取得予定 0 人 登録時までに取得予定 0 人	
	二種免許所持者	0 人	内、直近2年間免許停止処分者	0 人	・セダン講習等 未 0 人	登録時までに取得予定 0 人	
	合計	6 人	内、直近2年間免許停止処分者	0 人			

対象者	39人	内訳											
		イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ	ト(その他)
		6級 人		3級 人		軽度 人		要介護1 1人		要支援1 6人		(チェックリスト)	肢体不自由 26人
		5級 人		2級 人		中度 人		要介護2 2人		要支援2 2人		人	内部障害 1人
		4級 人		1級 人		重度 人		要介護3 1人					知的障害 (認定者を除く) 人
		3級 人						要介護4 人					精神障害 (認定者を除く) 人
		2級 人						要介護5 人					その他 人
		1級 人											
		人		人		人		4人		8人		人	27人
													合計 39人
		旅客の範囲											
		イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者											
		ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者											
		ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者											
		○ ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者											
		○ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者											
		ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者											
		○ ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者											
		備考 【イ(身体障害者)、ハ(知的障害者)】現在は利用者がいないが、受入体制は整っている。 【ホ(要支援認定者)】【ト(その他)】ふらつきがあり、転倒の恐れがあり介助が必要な方											
会費													
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価								
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	150円/km								
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	無									
		待機料		有	150円/30分								
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	無									
		添乗・付添料		無									
		その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		無									
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)											
	運送の対価	800円【500円(初乗り2km) + 300円(100円/km × 3km)】											
	【参考:タクシー料金】※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】											
	運送の対価以外の対価	迎車料:無 介助料:無											
	総合計	800円											
運行管理体制	○ 運行管理の責任者の選任 有 無												
	車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済												
	○ 整備管理責任者の選任 有 無												
	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 有 無												
	○ 事故発生時の連絡体制 有 無												
○ 苦情対応の体制 有 無													
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に 非該当 該当												

法人名称	医療法人光陽会					
法人種別	医療法人					
	【法人代表者氏名】		篠崎 仁史			
	【法人設立年月日】		昭和46 年 6 月 18 日			
			【法人所在地】 横浜市磯子区磯子二丁目20番45号			
	事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 本社は、病院及び介護老人保健施設を経営し、科学的でかつ適正な医療及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。 事業 本社の開設する病院及び介護老人保健施設の名称及び開設場所は次のとおりとする。 (1)磯子中央病院 神奈川県横浜市磯子区磯子二丁目20番45号 (2)横浜いずみ台病院 神奈川県横浜市泉区和泉町7838番 (3)鎌倉ヒロ病院 神奈川県鎌倉市材木座一丁目7番22号 (4)関東病院 神奈川県横浜市磯子区森一丁目16番26号 (5)横浜いずみ介護老人保健施設 神奈川県横浜市泉区上飯田町3873番1 (6)横浜磯子介護老人保険施設 神奈川県横浜市磯子区森一丁目16番3号 本社は上記に掲げる病院及び介護老人保健施設を経営するほか、次の事業を行う。 【老人福祉法又は介護保健法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業及び居宅介護支援事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の業務】 (1)やすらぎ訪問看護ステーション(訪問看護、介護予防訪問看護) 神奈川県横浜市磯子区磯子二丁目20番45号 3階 (省略) (8)ハートケア つくし(訪問介護、介護予防訪問介護、横浜市からの指定を受けて行う第1号訪問事業、訪問入浴介護、居宅介護支援、居宅介護、重度訪問介護、道路運送法に基づく福祉有償運送) 神奈川県横浜市磯子区広地町7番12号 1階 (9)ハートケア 磯子(夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 神奈川県横浜市磯子区広地町7番12号 1階 (省略) 【老人福祉法に基づく有料老人ホーム】 (16)住宅型有料老人ホーム あっとほーむ希 神奈川県横浜市磯子区森三丁目3番28号 1階、2階 (17)住宅型有料老人ホーム あっとほーむ光 神奈川県横浜市磯子区磯子二丁目20番45号 1階、2階、3階 (省略) 【地方公共団体の指定を受けて行う介護職員養成研修事業並びに社会福祉士及び介護福祉士法附則第6条に定める喀痰吸引等登録研修機関として、介護職員等を対象に行う研修の業務】 (22)光陽会介護職員研修講座 神奈川県横浜市泉区和泉町7315番7号 4階				
事業所所在地	ハートケアつくし 横浜市磯子区広地町7-12		介護保険法事業所指定	有	障害者総合支援法事業所指定	有
運送の区域	横浜市					
使用車両 3 台	所有車両			持ち込み(貸借)車両		
	福祉車両	3 台 設備内訳 → ・寝台車 0 台 ・車椅子車 3 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台		0 台 設備内訳 → ・寝台車 0 台 ・車椅子車 0 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台		
		任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		
		普通車両(セダン等)	0 台		0 台	
任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上			任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上			
運転者	一種免許所持者	5 人 内、直近2年間免許停止処分者	0 人	・認定講習 済 5 人 ・セダン講習等 済 5 人	登録時までに取得予定 0 人 登録時までに取得予定 0 人	
	二種免許所持者	1 人 内、直近2年間免許停止処分者	0 人	・セダン講習等 済 1 人	登録時までに取得予定 0 人	
	合計	6 人 内、直近2年間免許停止処分者	0 人			

対象者	43人	内訳																							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ	ト(その他)																	
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 2 人	要支援1 人	(チェックリスト)	肢体不自由 人																	
		5級 人	2級 人	中度 4 人	要介護2 2 人	要支援2 1 人	人	内部障害 人																	
		4級 1 人	1級 人	重度 8 人	要介護3 6 人			知的障害 (認定者を除く) 人																	
		3級 人			要介護4 11 人			精神障害 (認定者を除く) 人																	
		2級 3 人			要介護5 9 人			その他 人																	
		1級 14 人																							
		18 人	人	12 人	30 人	1 人	人	人																	
		合計 61 人 (重複:18人)																							
旅客の範囲																									
<table><tr><td>○</td><td>イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者</td></tr><tr><td></td><td>ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者</td></tr><tr><td>○</td><td>ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者</td></tr><tr><td>○</td><td>ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者</td></tr><tr><td>○</td><td>ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者</td></tr><tr><td></td><td>ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者</td></tr><tr><td></td><td>ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者</td></tr></table>								○	イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者		ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者	○	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者	○	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者	○	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者		ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者		ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者				
○	イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者																								
	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者																								
○	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者																								
○	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者																								
○	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者																								
	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者																								
	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者																								
備考 【ホ(要支援認定者)】右下肢筋力の低下があり、転倒を繰り返している																									
会費																									
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価																				
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	150円/km																				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	300円																				
		待機料		有	250円/15分																				
		介助料		有	【介護保険等適用の場合】利用者自己負担割合分 【実費の場合】1,000円/1送迎																				
		添乗・付添料		有	1,500円/1名																				
その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)	無																								
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)																							
	運送の対価	1,650円【660円(初乗り2km) + 990円(330円/km × 3km)】																							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】																							
	運送の対価以外の対価	迎車料: 300円 介助料: 1,000円																							
	総合計	2,950円																							
運行管理体制	<table><tr><td>○ 運行管理の責任者の選任</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td colspan="3">車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済</td></tr><tr><td>○ 整備管理責任者の選任</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>○ 事故発生時の連絡体制</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>○ 苦情対応の体制</td><td>有</td><td>無</td></tr></table>							○ 運行管理の責任者の選任	有	無	車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済			○ 整備管理責任者の選任	有	無	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統	有	無	○ 事故発生時の連絡体制	有	無	○ 苦情対応の体制	有	無
	○ 運行管理の責任者の選任	有	無																						
	車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済																								
	○ 整備管理責任者の選任	有	無																						
	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統	有	無																						
○ 事故発生時の連絡体制	有	無																							
○ 苦情対応の体制	有	無																							
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					非該当	該当																		

法人名称	福祉クラブ生活協同組合						
法人種別	消費生活協同組合						
	法人代表者氏名		有賀 恵子				
	法人設立年月日		平成元 年 10 月 13 日				
			【法人所在地】 横浜市港北区新羽町868				
	事業等	※履歴事項全部証明書より 事業 1 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業 2 組合員の生活に有用な協同施設(第5号に掲げるものを除く。)を設置し、組合員に利用させる事業 3 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業 4 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業 5 高齢者、障害者等の成年後見を含む福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの 6 組合員の生活の共済を図る事業 7 前各号の事業に附帯する事業					
事業所所在地	①横浜市港北区日吉5-24-33(Dayひよし内) ②横浜市神奈川区菅田町1781-1(リアンかながわ内) ③横浜市南区井土ヶ谷下町37-1 ④横浜市緑区十日市場町840-3(るるる＊みどり館内) ⑤横浜市栄区犬山町53-18(Dayいのやま・ハーモニー内) ⑥横浜市金沢区釜利谷東3-9-16目崎アパート202号室 ⑦横浜市戸塚区深谷町556-2 ⑧横浜市磯子区磯子2-8-13ふくみ荘101 ⑨横浜市港南区日野2-2-1-101		介護保険法事業所指定	無	障害者総合支援法事業所指定	無	
運送の区域	横浜市、鎌倉市、逗子市、藤沢市、茅ヶ崎市、葉山町、川崎市、厚木市						
使用車両 104 台	所有車両			持ち込み(貸借)車両			
	福祉車両	28 台 設備内訳 ・ 寝台車 0 台 ・ 車椅子車 28 台 ・ 兼用車 0 台 ・ 回転シート車 0 台 任意保険等の確認 済 ・ 対人無制限 ・ 対物1,000万円以上			3 台 設備内訳 ・ 寝台車 0 台 ・ 車椅子車 1 台 ・ 兼用車 0 台 ・ 回転シート車 2 台 任意保険等の確認 済 ・ 対人無制限 ・ 対物1,000万円以上		
		普通車両(セダン等)	0 台 任意保険等の確認 ・ 対人無制限 ・ 対物1,000万円以上			73 台 任意保険等の確認 済 ・ 対人無制限 ・ 対物1,000万円以上	
運転者	一種免許所持者	104 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人	・ 認定講習 済 104 人 ・ セダン講習等 済 104 人	支局申請時までに取得予定 0 人 支局申請時までに取得予定 0 人		
	二種免許所持者	17 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人	・ セダン講習等 済 17 人	支局申請時までに取得予定 0 人		
	合計	121 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人				

対象者	1,110人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ	ト(その他)
		6級 5人	3級 7人	軽度 7人	要介護1 127人	要支援1 84人	(チェックリスト)	肢体不自由 7人
		5級 3人	2級 13人	中度 28人	要介護2 216人	要支援2 171人	0人	内部障害 8人
		4級 14人	1級 9人	重度 109人	要介護3 102人			知的障害 (認定者を除く) 0人
		3級 19人			要介護4 86人			精神障害 (認定者を除く) 14人
		2級 44人			要介護5 29人			その他 18人
		1級 96人						
		181人	29人	144人	560人	255人	0人	47人
		合計 1216人 (重複:106人)						
旅客の範囲								
☐ イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ☐ ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ☐ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ☐ ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ☐ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ☐ ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 ☐ ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者								
備考 【ホ(要支援認定者)】ふらつき、転倒のおそれあり。腰椎圧迫骨折、骨粗鬆症等の症状あり。 【ト(その他)】癌、難病、透析等								
会費	1,000円/月(出資金。退会時に返却)							
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	150円/km			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	有	300円 ※地域外加算:10kmを超える迎車の場合は、10kmを超えた時点より、50円/km加算			
		待機料		有	550円/30分			
		介助料		有	1,210円			
		添乗・付添料		有	550円/30分			
その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないこと認められる範囲内	有	キャンセル料:550円 但し、出庫後の場合は、迎車料300円を加算 遠方加算料金:1,000円(片道送迎で25km以上一律) 時間外料金:280円/30分 (平日月～金、9時～17時以外の時間、土日祝日、お盆(8/13～15)、年末年始(12/29～1/3))					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	750円【150円/km×5km】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	1,928円 【416円(初乗1.2kmまで500円:約416円/km)+1,512円(100円/264m:約378円/km×4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円 介助料:1,210円						
	総合計	2,260円						
運行管理体制	☐ 運行管理の責任者の選任 ☒ 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 ☐ 整備管理責任者の選任 ☒ 有 無 ☐ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 ☒ 有 無 ☐ 事故発生時の連絡体制 ☒ 有 無 ☐ 苦情対応の体制 ☒ 有 無							
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					☒ 非該当	☐ 該当	

法人名称	医療法人横浜博萌会					
法人種別	医療法人					
	【法人代表者氏名】		三瓶 建二			
	【法人設立年月日】		昭和62 年 10 月 1 日			
			【法人所在地】 横浜市戸塚区汲沢56番地			
	事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 1 本社は、病院及び診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療の普及に努めると共に、居宅介護関連事業を経営し、地域福祉にも貢献することを目的とする。 本社の開設する病院及び診療所の名称及び開設場所は、次の通りとする。 (1)西横浜国際総合病院 神奈川県横浜市戸塚区汲沢町56番地 (2)にしよこ在宅クリニック 横浜市泉区下飯田町818番地3 ゆめが丘クリニックモール2階 (3)にしよこ整形外科クリニック 横浜市泉区下飯田町818番地3 ゆめが丘クリニックモール2階 2 本社は、上記に掲げる病院及び診療所を経営するほか、次の介護保険法に関する業務を行う。 (1)指定訪問介護事業「訪問看護ステーションにしよこはま」の設置・経営 開設場所 横浜市戸塚区汲沢町56番地 (2)指定居宅介護支援事業所「ケアプランセンターにしよこはま」の設置・経営 開設場所 横浜市戸塚区汲沢町56番地 (3)指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業並びに指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業「ケア・フレンズ横浜」の設置・経営 開設場所 神奈川県横浜市戸塚区汲沢町60番地9 ア 指定訪問介護・指定介護予防訪問介護 イ 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与 ウ 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売 エ 道路運送法第79条の規定による福祉有償運送				
事業所所在地	ケア・フレンズ横浜 横浜市戸塚区汲沢町60-9		介護保険法事業所 指定	有	障害者総合支援法 事業所指定	有 (休止中)
運送の区域	横浜市					
使用車両 4 台	所有車両		持ち込み(貸借)車両			
	福祉車両	4 台 設備内訳		0 台 設備内訳		
		・寝台車 0 台 ・車椅子車 4 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台		・寝台車 0 台 ・車椅子車 0 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台		
		任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		
普通車両(セダン等)	0 台		0 台			
	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上			
運転者	一種免許所持者	3 人	内、直近2年間免許停止処分者	0 人	・認定講習 済 3 人 ・セダン講習等 済 3 人	登録時までに取得予定 0 人 登録時までに取得予定 0 人
	二種免許所持者	1 人	内、直近2年間免許停止処分者	0 人	・セダン講習等 済 1 人	登録時までに取得予定 0 人
	合計	4 人	内、直近2年間免許停止処分者	0 人		

対象者	128人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ	ト(その他)
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 14 人	要支援1 人	(チェックリスト)	肢体不自由 人
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 39 人	要支援2 1 人	人	内部障害 人
		4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 35 人			知的障害 (認定者を除く) 人
		3級 人			要介護4 20 人			精神障害 (認定者を除く) 人
		2級 人			要介護5 19 人			その他 人
		1級 人						
		人	人	人	127 人	1 人	人	合計 128 人
		旅客の範囲						
○	イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者							
	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者							
	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者							
○	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者							
○	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者							
	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者							
	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者							
備考								
【イ(身体障害者)】現在は利用者がいないが、受入体制は整っているため、登録保持								
【ホ(要支援認定者)】足を骨折しているため、介助が必要であることを確認								
会費								
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	150円/km			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でない認められる範囲内	有	300円			
		待機料		有	400円/15分			
		介助料		有	【介護保険等適用の場合】自己負担割合分 【実費の場合】1,000円/1送迎 ※祝祭日、平日午前8時以前、午後6時以降は25%割増			
		添乗・付添料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でない認められる範囲内	有	300円/15分 ※祝祭日、平日午前8時以前、午後6時以降は25%割増			
		その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)		有	・車いす使用料:(介助式)500円、(リクライニング式)1,000円 ・車いす階段昇降料:(1回につき) 3階まで500円、4階まで1,000円、5階まで1,500円 ・当日キャンセル料:(出庫前)無料、(出庫後)500円			
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	920円【200円(初乗り1km)+720円(180円/km×4km)】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円 介助料:1,000円						
	総合計	2,220円						
運行管理体制	○ 運行管理の責任者の選任 有 無							
	車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済							
	○ 整備管理責任者の選任 有 無							
	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 有 無							
	○ 事故発生時の連絡体制 有 無							
○ 苦情対応の体制 有 無								
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に					非該当 該当		

【資料7】

令和7年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 変更報告一覧

下記の軽微な変更の届出がありましたのでご報告いたします。

期間: 令和7年1月15日～令和7年5月30日 件数: 39件

内訳は下記のとおりです。

- ・事務所の名称・住所の変更: 3件、
- ・法人代表者の変更: 1件、
- ・車両の増車: 7件、
- ・車両の減車: 16件、
- ・車両の種類の変更を伴う入替: 5件、
- ・運送の区域の減少: 1件、
- ・旅客の範囲の変更: 1件、
- ・廃止: 5件

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
1	特定非営利活動法人鶴の仲間	R7.1.16	事務所の名称の変更	つるの仲間 横浜市港北区綱島西5-23-24ドエルイン綱島201	鶴の仲間 横浜市港北区綱島東4-5-39
2			事務所の住所の変更		
3	特定非営利活動法人つばさ福祉の会	R7.2.4	車両の減車	車いす車 2台(-1台) 【理由:老朽化のため廃車】	車いす車 3台
4	公益社団法人北沢沢地域総合福祉活動委員会	R7.2.5	車両の減車	セダン等 5台(-1) 【理由:車両を持ち込んで活動していた運転者の退職】	セダン等 6台
5	福祉クラブ生活協同組合	R7.2.5	車両の増車	【ららむーぶ南】 車いす車 2台 セダン等 9台(+1台)	【ららむーぶ南】 車いす車 2台 セダン等 8台
6	福祉クラブ生活協同組合	R7.2.10	車両の種類の変更を伴う車両の入替	【ららむーぶ磯子】 車いす車 1台 セダン等 8台(+1台)	【ららむーぶ磯子】 車いす車 2台 セダン等 7台
7			車両の減車	【ららむーぶ戸塚】 車いす車 6台 セダン等 7台(-2台) 【理由:車両を持ち込んで活動していた運転者の退職】	【ららむーぶ戸塚】 車いす車 6台 セダン等 9台
8	特定非営利活動法人あさひ	R7.2.14	車両の減車	車いす車 0台(-1台) 回転シート車 1台 セダン等 16台 【理由:利用者がいなくなったため】	車いす車 1台 回転シート車 1台 セダン等 16台
9	福祉クラブ生活協同組合	R7.2.21	車両の減車	【ららむーぶ緑】 車いす車 4台 セダン等 10台(-9台) 【理由:車両を持ち込んで活動していた運転者の退職】	【ららむーぶ緑】 車いす車 4台 セダン等 19台
10	一般社団法人煌	R7.2.21	車両の種類の変更を伴う車両の入替	セダン等 4台(所有:1台、持込:3台)	セダン等 4台(所有:2台、持込:2台)
11	特定非営利活動法人あやめ会	R7.3.3	車両の減車	セダン等 8台(-1台) 【理由:高齢のため車両を持込していた運転者が退職したため】	セダン等 9台
12	一般社団法人笑楽	R7.3.5	廃止	廃止年月日:令和7年1月31日 【理由:有効期限満了】	
13	一般社団法人横浜市青葉区医師会	R7.3.5	車両の増車	車いす車 4台(+1台)	車いす車 3台
14	福祉クラブ生活協同組合	R7.3.7	車両の種類の変更を伴う車両の入替	【ららむーぶ金沢】 車いす車 2台(+1台) 回転シート車 0台(-1台) セダン等 10台	【ららむーぶ金沢】 車いす車 1台 回転シート車 1台 セダン等 10台

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
15	福祉クラブ生活協同組合	R7.3.10	車両の増車	【ららむーぶ磯子】 車いす車 1台 セダン等 9台(+1台)	【ららむーぶ磯子】 車いす車 1台 セダン等 8台
16	特定非営利活動法人みなみかぜ高津	R7.3.13	廃止	廃止年月日:令和6年11月6日 【理由:有効期限満了】	
17	NPO法人かすみそう	R7.3.21	廃止	廃止年月日:令和6年11月21日 【理由:団体解散のため】	
18	特定非営利活動法人総ぐるみ福祉の会	R7.3.24	車両の減車	車いす車 5台 セダン等 2台(-1台) 【理由:車両の老朽化のため】	車いす車 5台 セダン等 3台
19	福祉クラブ生活協同組合	R7.4.4	車両の減車	【ららむーぶ緑】 車いす車 3台(-1台) セダン等 10台 【理由:車両を持ち込んでいた運転者の退職のため】	【ららむーぶ緑】 車いす車 4台 セダン等 10台
20	医療法人緩和会	R7.4.14	廃止	廃止年月日:令和7年3月31日 【理由:車両の老朽化と担い手がいないため】	
21	社会福祉法人たすけあい泉	R7.4.16	車両の種類の変更を伴う車両の入替	車いす車 6台 セダン等 10台 ※セダン等 普通車から軽自動車に変更	車いす車 6台 セダン等 10台
22	特定非営利活動法人いっぱい障がい者地域生活サポート会	R7.4.16	廃止	廃止年月日:令和7年3月31日 【理由:一般社団法人を立ち上げたため】	
23	一般社団法人のこのこの会	R7.4.16	車両の減車	セダン等 11台(-1台) 【理由:車両を持ち込んでいた運転者の退職のため】	セダン等 12台
24	福祉クラブ生活協同組合	R07.04..17	車両の減車	【ららむーぶ港北】 車いす車 6台(-1台) セダン等 4台(-2台) 【理由:車両の老朽化及び車両を持ち込んでいた運転者の退職のため】	【ららむーぶ港北】 車いす車 7台 セダン等 6台
25			車両の減車	【ららむーぶ戸塚】 車いす車 6台 セダン等 6台(-1台) 【理由:車両を持ち込んでいた運転者の退職のため】	【ららむーぶ戸塚】 車いす車 6台 セダン等 7台
26			車両の減車	【ららむーぶ神奈川・保土ヶ谷】 車いす車 2台 回転シート車 1台 セダン等 11台(-2台) 【理由:車両を持ち込んでいた運転者の退職のため】	【ららむーぶ神奈川・保土ヶ谷】 車いす車 2台 回転シート車 1台 セダン等 13台
27	公益社団法人北汲沢地域総合福祉活動委員会	R7.4.17	旅客の範囲の変更	二、ホ、ト	イ、ハ、二、ホ、ト
28			車両の種類の変更を伴う車両の入替	セダン等 5台(うち軽:3台)	セダン等 5台(うち軽:1台)
29	福祉クラブ生活協同組合	R7.5.12	車両の減車	【ららむーぶ磯子】 車いす車 1台 セダン等 8台(-1台) 【理由:自動車損害賠償保険の補償内容が不十分のため】	【ららむーぶ磯子】 車いす車 1台 セダン等 9台

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
30	医療法人横浜博萌会	R7.5.13	法人の代表者の変更	三瓶 建二	高木 啓吾
31	特定非営利活動法人せや	R7.5.14	車両の減車	【令和6年12月31日付】 車いす車 1台 セダン等 15台(-1台) 【理由:車両を持ち込んでいた運転者の退職のため】	車いす車 1台 セダン等 16台
32			車両の減車	【令和7年3月31日付】 車いす車 1台 セダン等 14台(-1台) 【理由:車両を持ち込んでいた運転者の退職のため】	車いす車 1台 セダン等 15台
33	特定非営利活動法人あやめ会	R7.5.20	車両の増車	セダン等 9台(+1台)	セダン等 8台
34	特定非営利活動法人アイ・介護サービス	R7.5.19	車両の増車	車いす車 1台(-2台) 回転シート車 2台 セダン等 12台(+1台) 【理由:車両を持ち込んでいた運転者の退職のため1台減車】	車いす車 3台 回転シート車 2台 セダン等 11台
35			車両の減車		
36			運送の区域の減少	相模原市 【理由:横浜市を廃止。現在利用者がおらず、今後も利用者の獲得が見込めないため】	横浜市、相模原市
37	特定非営利活動法人ピーグリーン	R7.5.23	車両の増車	車いす車 3台 セダン等 3台(+2台)	車いす車 3台 セダン等 1台
38			事務所の住所の変更	横浜市神奈川区西大口3-4-303	横浜市神奈川区松見町11-18-2-105
39	福祉クラブ生活協同組合	R7.5.26	車両の増車	【ららむーぶ神奈川・保土ヶ谷】 車いす車 2台 回転シート車 1台 セダン等 12台(+1台)	【ららむーぶ神奈川・保土ヶ谷】 車いす車 2台 回転シート車 1台 セダン等 11台

【資料 8】

事故報告 3 件

福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

平成 29 年 11 月から横浜市に登録のある団体へ道路運送法第 94 条 4 の規定に基づき安全確保の確認のため訪問を開始しました。

今回は、令和 7 年 1 月から 4 月までの 11 団体の訪問結果をご報告させていただきます。

福祉有償運送ガイドブックに定められた各種台帳や記録が適正に実施されているかなど大きくわけて 9 項目の視点から確認を行っています。

- ◆今回は、令和 7 年度第 1 回運営協議会で、更新申請の対象事業所を中心に訪問しました。
- ◆団体からの聞き取りでは、運送前後に行う運転者の体調確認方法の難しさ等の話がありました。
- ①「1 名簿の管理」については、利用者の介護度等の要件確認が十分に行われていないケースが 2 件ありました。
- ②「2 車両」に係る確認項目では、変更届の未提出が 2 件、書類の管理不備が 2 件ありました。
- ③「3 安全な運転の確認」に係る確認項目では、運送後の確認時に誤った確認方法（自己申告）が 2 件、飲酒をしないと申告があった者へのアルコール検知器を用いた酒気帯びの確認の未実施が 1 件ありました。
- ④「5 運転者台帳」に係る確認事項では、運転者を辞めた日付・理由や健康状態の未記入が 7 件ありました。
- ⑤「8 表示・掲示の義務」に係る確認事項では、車内の表示の未整備が 1 件、車両番号や料金表示がないケースが 1 件ありました。また、登録証（写し）の携行が実施されていない団体が 1 件ありました。

【参考】確認事項

- 1 名簿の管理について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十九）
運送を必要とする理由の確認、旅客の範囲の届出状況、保管方法等の確認を行いました。
- 2 車両について（道路運送法：第七十九条の二 3 号）
登録台数と現在使用している車両に相違はないか、車両の損害賠償保険の確認、持込車の使用契約書の確認を行いました。
- 3 安全な運転の確認について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十二 1 号から 3 号）
安全な運送を行っていただくために、運送前に確認すべき事項が実施されているか確認を行いました。
- 4 乗務記録について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十二 4 号）
乗務の開始及び終了の地点、経過地点、乗車距離等必要事項を記載、保管しているか確認を行いました。
- 5 運転者台帳について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十三）
運転者ごとの記録・必要事項の記載について確認を行いました。
- 6 事故について（道路運送法：第七十九条の十、道路運送法施行規則：第五十一条の二十五 2 号）
事故が発生した場合の連絡体制および記録を確認しました。
- 7 苦情について（道路運送法施行規則：第五十一条の三十）
利用者からの苦情の記録・保管、連絡体制について確認しました。

- 8 表示・掲示の義務について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十七、第五十一条の二十八）
運送を行う際に運転者証の表示または掲示、標章が車両の両側面に表示されているか等の確認を行いました。
- 9 料金表について（道路運送法：第七十九条の八、道路運送法施行規則：第五十一条の十四）
料金表の内容が変わっていないか、料金の変更は運営協議会での合意が必要であることを確認しました。

【資料10- 1】

建築・都市整備・道路委員会
令和 7 年 3 月 1 1 日
都 市 整 備 局

横浜市地域公共交通計画（原案）の策定について

【報告事項】

横浜市地域公共交通計画（原案）の策定について

- 1 計画策定の概要
- 2 検討経緯
- 3 市民意見募集の実施概要
- 4 市民意見募集の実施結果
- 5 ご意見を反映した主な内容
- 6 計画の運用・効果検証

1 計画策定の概要

(1) 計画の位置づけ

- 地域交通法※において作成が努力義務として定められている計画
- 地域交通の取組を推進するための今後5年間のアクションプランとして位置づけ ※ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

(2) 策定の狙い・目的

- 地域の総合的な移動サービスの各施策を体系的に整理し推進
- 施策の評価・検証を行い、PDCAサイクルによる改善を図るために活用
- 国庫補助の導入（共創による自動運転の実証事業等）

(3) 推進体制

- 学識経験者・市民・事業者等で構成される地域公共交通活性化協議会で計画推進と施策評価を行う

1 計画策定の概要

(4) 計画の概要

① 目指す将来像

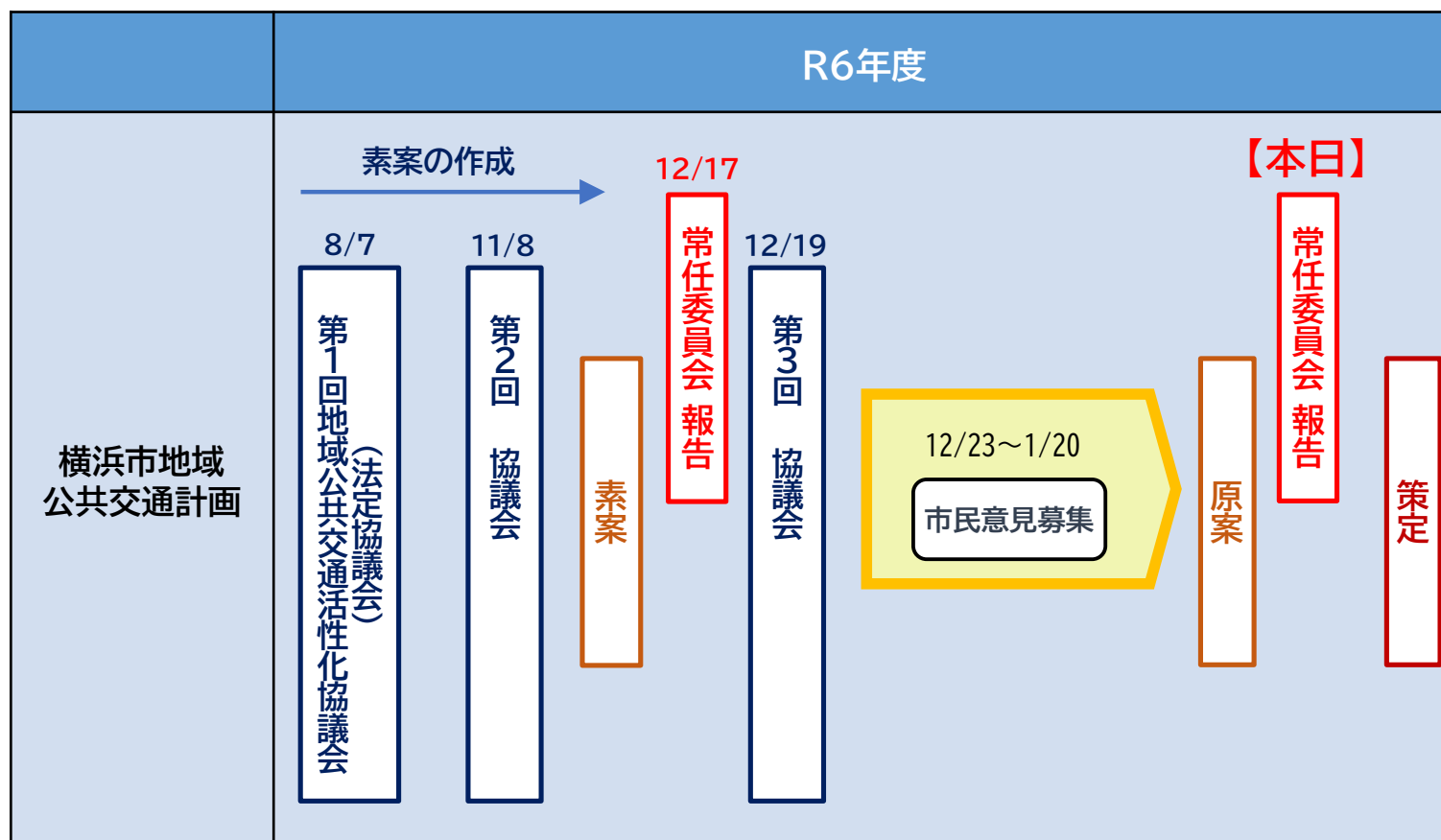
地域・事業者・行政の連携により市域全体で地域公共交通を充実させ、誰もがいきいきと安心して暮らせる街を実現する

② 計画の体系

基本方針	施策	取組（5年間）
守る	バスネットワーク維持	バス路線の再編・効率化、生活交通バス路線の維持、運転士確保策の推進 等
増やす	新たな地域公共交通の導入	地域交通サポート事業に代わる新たな制度による導入支援 等
使う	利用促進・外出促進	モビリティマネジメントの推進 あらゆる世代の外出促進（子育て世代や高齢者等） 等
	交通DX・GX・共創の推進	EV車両や自動運転など新技術の活用、共創の推進等

2 検討経緯

- 令和6年第4回市会定例会でご報告した「横浜市地域公共交通計画【素案】」について、市民意見募集を実施し、多くの貴重なご意見をいただきました。
- いただいたご意見等を踏まえ、「横浜市地域公共交通計画【原案】」として取りまとめましたのでご報告します。



3 市民意見募集の実施概要

(1) 実施期間

令和6年12月23日（月）～令和7年1月20日（月）

(2) 意見提出方法

横浜市電子申請・届出システム、ハガキ、メール、FAXなど

(3) 素案及び市民意見募集の周知方法

○ 概要版パンフレットの配布

区役所、市民情報センター、行政サービスコーナー、地区センター、図書館、
主要な鉄道駅、地域ケアプラザ など

○ 素案の閲覧

都市整備局都市交通課、区役所、市民情報センター、横浜市ホームページ

○ その他

記者発表、広報よこはま1月号、横浜市ホームページ など周知

4 市民意見募集の実施結果

(1) ご意見の提出状況

79名、144件のご意見が寄せられました。

内容		意見数
計画全般	・目指す姿 ・目標、指標 等	17 件
基本方針Ⅰ 地域公共交通を「守る」	施策1 バスネットワーク維持	47 件
基本方針Ⅱ 地域公共交通を「増やす」	施策2 新たな地域公共交通の導入	36 件
基本方針Ⅲ 地域公共交通を積極的に 「使う」	施策3 利用促進・外出促進	25 件
	施策4 交通DX・GX・共創の推進	9 件
その他		10 件
計		144 件

4 市民意見募集の実施結果

(2) 主なご意見

施策1 バスネットワーク維持

- ・ 市内の路線バスの本数減らさないよう、取組を進めてほしい。
- ・ バス乗務員の人材確保を進めてほしい。

施策2 新たな地域公共交通の導入

- ・ 狭い道でも運行が可能な、新たな地域公共交通の導入を推進してほしい。
- ・ 本格運行の運行経費に補助金が出ることで、地域でも取組みやすくなるなど期待している。

施策3 利用促進・外出促進

- ・ マイカーから公共交通への利用転換を更に推進してほしい。
- ・ 子育てタクシーなどのドライバーが増えると嬉しい。

施策4 交通DX・GX・共創の推進

- ・ 自動運転化に期待しているので、実現できる車両を検討してほしい。
- ・ 企業、学識経験者等とともに、行政主導で交通DX・GXを推進してほしい。

4 市民意見募集の実施結果

(3) ご意見への対応状況

対応状況	説明	意見数	割合
反映	<u>ご意見の趣旨を踏まえ原案に反映したもの</u>	<u>22 件</u>	15.3 %
包含・賛同	<u>素案に内容が含まれているもの</u> <u>又は 御賛同いただいたもの</u>	<u>36 件</u>	25.0 %
参考	今後の参考とさせていただくもの	70 件	48.6 %
質問	計画に関して御質問いただいたもの	5 件	3.5 %
その他	本計画に関連しない意見・要望等	11 件	7.6 %
	計	144 件	100 %

5 ご意見を反映した主な内容

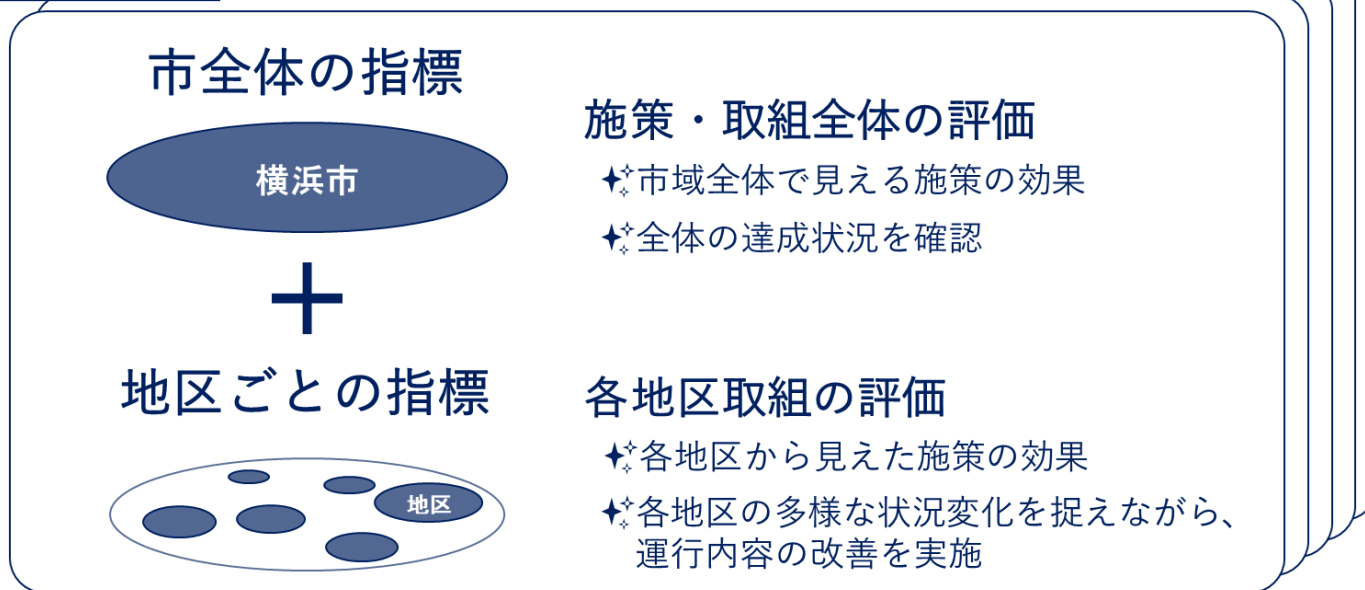
- いただいたご意見等を踏まえ、素案を一部修正し、原案を作成しました。

主なご意見の内容		関連した 意見数	原案への反映
1	<u>バスの運転士不足の中で、バス事業者に頼った地域公共交通の導入は難しいのではないか</u>	5件	<u>路線定期運行やデマンド型運行の導入など、地域公共交通の導入にあたっては、バス事業者だけでなく、タクシーや貸切事業者なども運行事業者の対象としている旨を追記。（原案p25）</u> <u>バス運転士不足への対応として、運転士確保に向けた取組内容について追記（原案p24（解説））</u>
2	<u>ボランティア輸送について、対価もなく地域住民に負担を強いるべきではない</u>	3件	<u>ボランティア輸送を担う地域住民に対し、ボランティアへの謝礼に対する支援について追記。（原案p27）</u>
3	<u>誰もが路線バスを利用しやすいよう、乗り場など環境整備をバス事業者と取り組んでほしい</u>	5件	<u>誰もが利用しやすい地域公共交通に向け、乗り場環境の改善に取り組むことについて追記。（原案p31）</u>

6 計画の運用・効果検証

- ① 令和7年度から計画の運用を開始し、計画の目標・指標に基づき、毎年度、各取組の進捗管理・効果検証を行います。
- ② 毎年度の効果検証を踏まえ、計画期間の5年目を目途に施策全体の総合評価を行い、計画の見直しや施策の改善を進めていきます。

① 毎年度実施



② 5年目を目途に実施

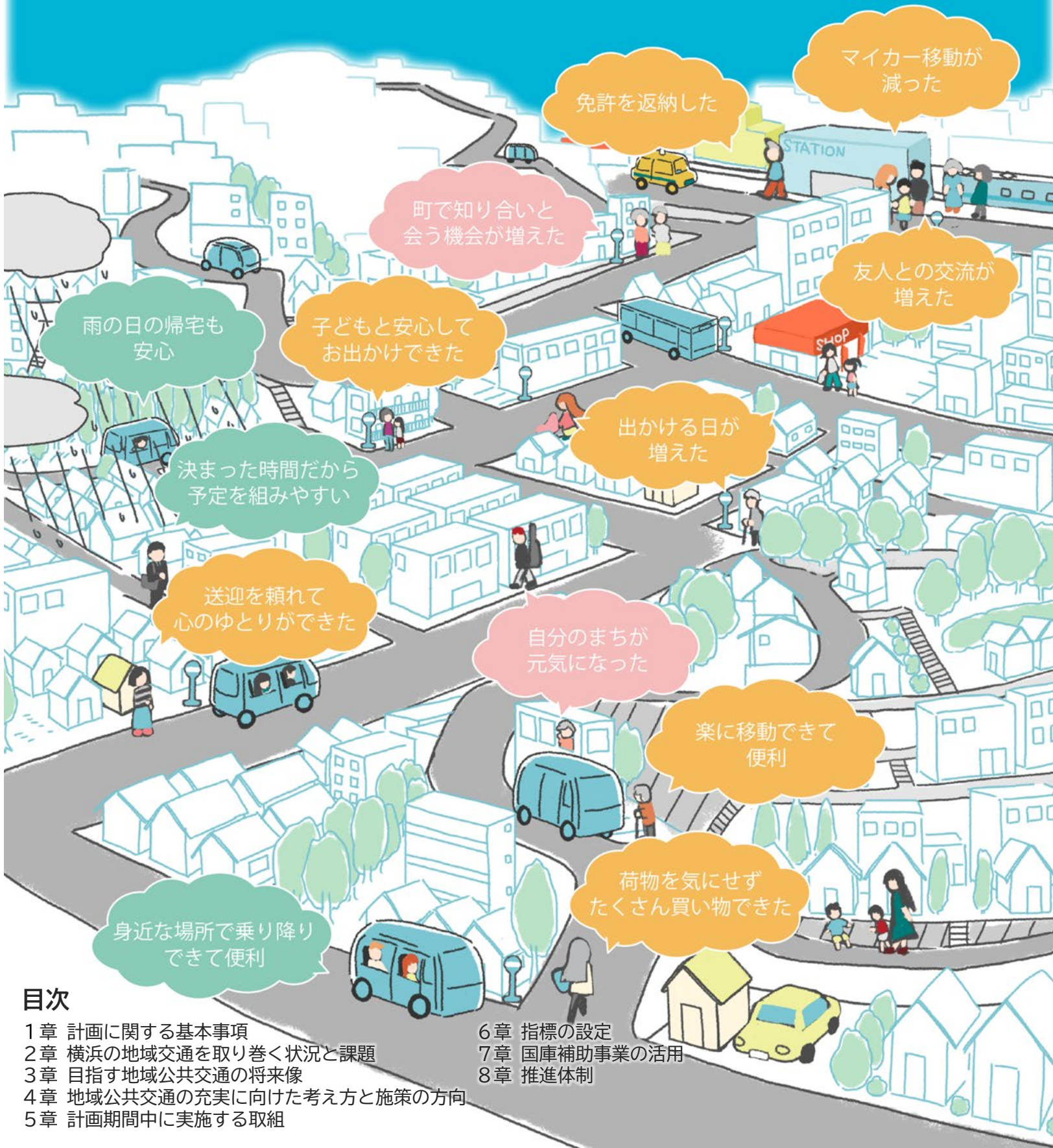
総合評価

計画の見直し・施策の改善実施

横浜市地域公共交通計画

概要版

～誰もがいきいきと安心して暮らせる街の実現に向けて～



マイカー移動が
減った

免許を返納した

町で知り合いと
会う機会が増えた

友人との交流が
増えた

雨の日の帰宅も
安心

子どもと安心して
お出かけできた

出かける日が
増えた

決まった時間だから
予定を組みやすい

送迎を頼れて
心のゆとりができた

自分のまちが
元気になった

楽に移動できて
便利

荷物を気にせず
たくさん買い物できた

身近な場所で乗り降り
できて便利

目次

- 1章 計画に関する基本事項
- 2章 横浜の地域交通を取り巻く状況と課題
- 3章 目指す地域公共交通の将来像
- 4章 地域公共交通の充実に向けた考え方と施策の方向
- 5章 計画期間中に実施する取組

- 6章 指標の設定
- 7章 国庫補助事業の活用
- 8章 推進体制

1 章 計画に関する基本事項

背景・趣旨

【背景(一例)】

- ・ 運転士の労働時間の上限規制(いわゆる2024年問題)
- ・ 幅広い世代のライフスタイルや働き方の変化
- ・ 高齢化などによる運転免許証返納の増加

【公共交通が直面する課題】

- ・ 運転士不足の深刻化
- ・ 利用者の減少
- ・ 社会情勢の変化に応じた交通サービスの提供

市域全体で地域に適した交通サービスの充実を図るため、「横浜市地域公共交通計画」を策定

計画の区域

横浜市全域

計画の期間

5年間

[令和7(2025)～令和11(2029)年度]

計画の位置づけ

- ・ 本計画は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画
- ・ 交通政策全般にわたる「横浜都市交通計画」のうち、地域交通の取組を推進するアクションプランとして作成・運用

上位計画 ・ 財政ビジョン ・ 行政運営の基本方針 ・ 都市計画マスタープラン ・ 中期計画

整合

横浜都市交通計画

平成20(2008)年策定、平成30(2018)年改定

(抜粋) 本市交通政策全般にわたる計画 (目標年次: 令和12年度)

基本方針1

市民生活の質向上につながる交通政策

- 政策目標1: 誰もが利用しやすい地域交通の実現
- 政策目標2: バリアフリーの一層の推進
- 政策目標3: マイカー交通から公共交通等への転換促進

主に具体化する項目

基本方針3

持続可能で安全・安心な都市づくりに寄与する交通政策

- 政策目標7: 環境と調和した交通施策の推進
- 政策目標9: 日常生活を安全・安心に移動できる交通環境の整備

主に具体化する項目

整合

【今回作成】 地域公共交通計画

今後5年間の取組を推進する
アクションプラン
(令和7～11年度)

連携

関連計画

- ・ 自転車活用推進計画
- ・ 駐車場整備基本計画
- ・ 交通安全実施計画
- ・ 地域福祉保健計画
- ・ 障害者プラン

- ・ 子ども・子育て支援事業計画
- ・ よこはまポジティブエイジング計画
- ・ 地球温暖化対策実行計画
- ・ 横浜DX戦略
- ・ バリアフリー基本構想

など

2 章 横浜の地域交通を取り巻く状況と課題

状況と課題

<人口減少と高齢化>

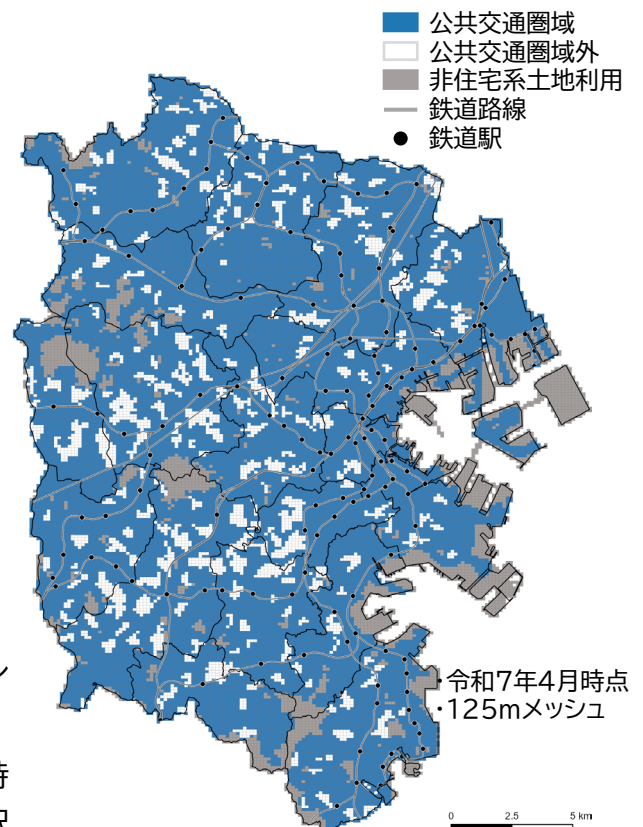
- ・ 令和4(2022)年1月に対前年同月比で人口が減少(戦後初)
- ・ 65歳以上の割合は2045年頃まで増加が続く見込みであり、単独高齢世帯の増による社会的孤立のリスクも高まっている
- ・ また、障害者手帳所持者等の移動制約者数も増加傾向

<地理的な特性>

- ・ 公共交通圏域(勾配を考慮した道路距離で駅から800m、バス停から300m)を見ると、郊外部を中心に圏域外が点在
- ・ 駅やバス停まで坂道のある住宅地が多く、高齢化に伴い、徒歩による負担が大きい市民が増加していると考えられる

<生活様式の変化>

- ・ ライフスタイルや働き方の変化による移動ニーズの変化、テレワーク、通信販売利用の増加等による住環境へのニーズの変化
- ・ 高齢者の日中の外出や子どもの習い事への送迎など、移動の時間帯や距離、頻度等に応じて、マイカー以外にも移動手段を選択できる環境へのニーズが高まっている



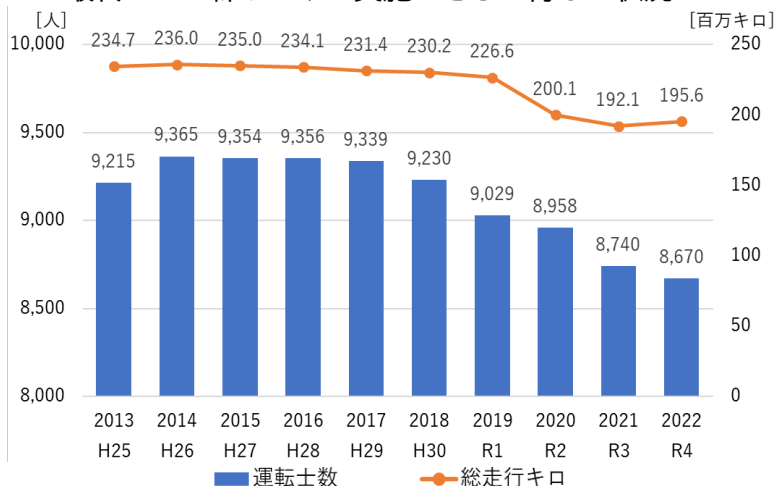
公共交通圏域図

2章 横浜の地域交通を取り巻く状況と課題

状況と課題

バス

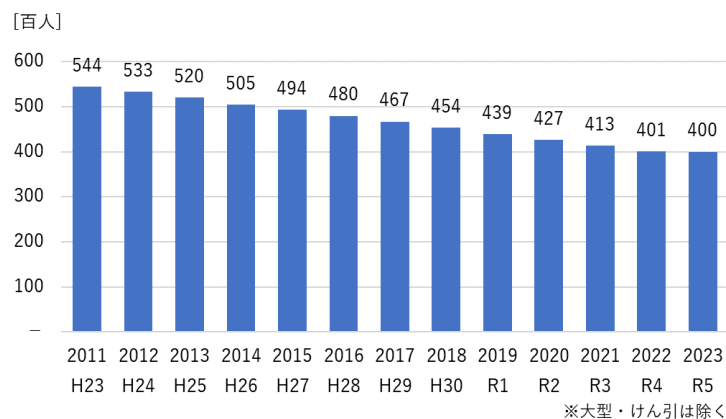
- ・ 長距離路線、鉄道と並行する路線、赤字路線が多く、必ずしも効率的なサービスとなっていない状況
- ・ 利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより大きく減少、現在も以前の水準には戻っていない
- ・ いわゆる「2024年問題」による運転士不足で減便や最終バスの繰り上げを実施せざるを得ない状況



県内の乗合バス運転士数・総走行キロ

タクシー

- ・ 路線バス同様、運転士不足など厳しい経営環境に置かれており、利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少
- ・ 感染症収束後の需要増加に対応できないエリア・時間帯が存在し、運転士採用や、日本版ライドシェアの導入等に各事業者が取り組んでいる



※大型・けん引は除く

市内の二種免許保有者数(タクシー等)

これまでの取組の振り返り

- ・ 生活に必要なバス路線の維持(生活交通バス路線維持制度)や、地域交通の導入(地域交通サポート事業)等を支援
→ 近年、地域交通サポート事業では地域交通の導入に至ることのできない、又は継続が困難なケースが増加
- ・ 敬老特別乗車証(敬老パス)や福祉特別乗車券(福祉パス)等の交付により高齢者や障害者等の外出を支援
→ これまで導入した地域交通は、運行する交通事業者によって敬老パス等が利用できない場合がある

今後予想される影響

- ・ 公共交通は、日常生活に必要不可欠であると共に、外出を促し、健康増進やまちの価値向上など多面的な効果を生み出し得る重要な社会基盤である
- ・ 一方、厳しい社会情勢の変化の中、公共交通サービスの水準を維持することが困難な地域が発生し、市民の多様な移動ニーズへの対応がますます難しくなることが想定される
- ・ サービスの水準低下により、地域住民の外出に対する抵抗感が増加し、外出機会の減少やマイカーへの依存の高まりにより、様々な分野に悪影響が生じると考えられる

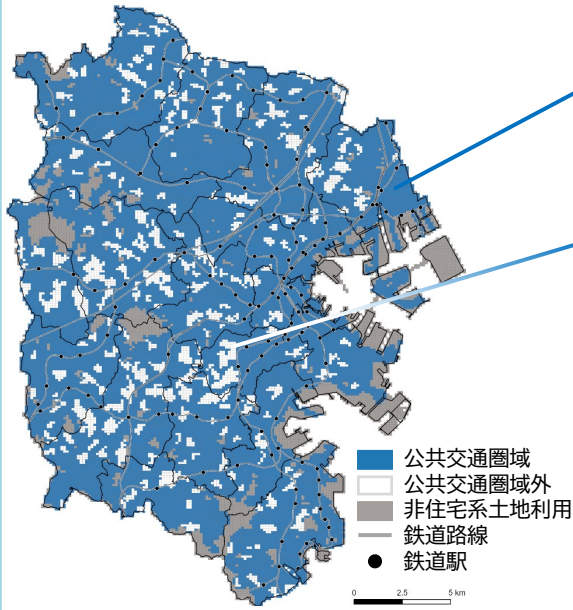
変化	想定される負の影響(イメージ)	
・外出機会、意欲の減少 ・マイカー依存度の高まり、免許返納者の減少	医療・福祉	健康状態の悪化 (フレイルリスクの増加)
	商業	消費の低迷 まちのにぎわいの低下
	交通安全	交通事故の増加
	教育	学習・体験機会の減少、 学力の低下
	定住促進	生活満足度の低下、 人口の流出
	環境	二酸化炭素排出量の増加
	地域コミュニティ	友人・地域との交流の減少、 コミュニティの希薄化 (ソーシャルキャピタル低下)
	財政	医療・介護等財政状況の悪化

3章 目指す地域公共交通の将来像

目指す地域公共交通の姿

地域住民、交通事業者、企業・団体等、行政の連携により
市域全体で地域公共交通を充実させ、
誰もがいきいきと安心して暮らせる街を実現する

基本方針と施策



基本方針

施策

青色（公共交通圏域）を守る

地域公共交通を **守る**

施策1 バスネットワーク維持

白色（公共交通圏域外）を青色に変える

地域公共交通を **増やす**

施策2 新たな地域公共交通の導入

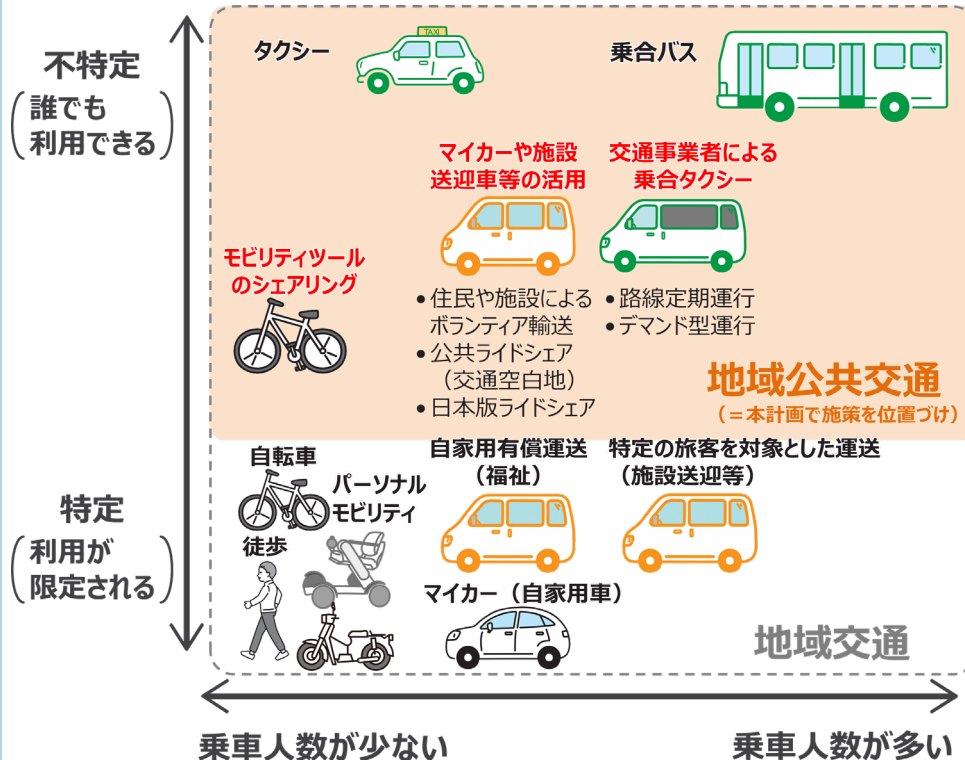
持続性を高める

地域公共交通を
積極的に **使う**

施策3 利用促進・外出促進

施策4 交通DX・GX・共創の推進

地域交通・地域公共交通の定義



地域公共交通

➤ 本計画で施策を位置づける対象

地域交通のうち、地域で常に提供され、不特定多数の人が安全・安心に利用できる交通サービス

※徒歩や個人所有の移動手段（自転車、マイカー等）、企業や病院等の個別送迎、福祉有償運送など特定の者や目的による移動手段を除く

地域交通

買物や通勤・通学、通院等の日常生活圏を移動するための交通全般



交通事業者による交通サービス
（緑ナンバー）

赤文字

新たな地域公共交通
（交通サービスの新たな使い方）



自家用自動車による交通サービス
（白ナンバー）

4章 地域公共交通の充実に向けた考え方と施策の方向

施策1 バスネットワーク維持

【考え方】

- 鉄道駅を中心としたバスネットワークを維持することが必要
- 行政とバス事業者の連携を一層強化し、効果的・効率的なバスネットワークの再編を進めることが重要
- バス事業者の経営状況の悪化や運転士不足の課題の顕在化をふまえた行政支援も必要

【施策の方向】

- バスネットワークの再編、長距離路線の短絡化に必要な乗継拠点や折り返し施設等の確保・整備の支援
- 本数の多い路線への連節バス導入による運行効率化、他路線への経営資源(運転士等)の再配分による路線維持
- 運転士確保や維持が必要な路線に対する補助金交付(生活交通バス路線維持制度)等の支援

施策2 新たな地域公共交通の導入

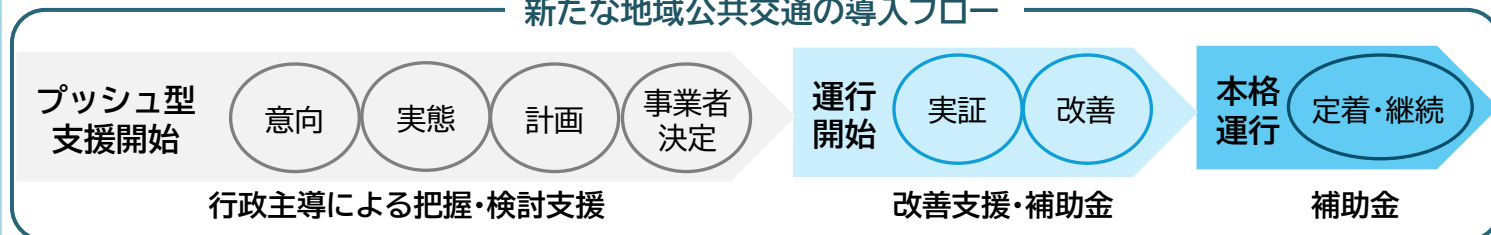
【考え方】

- 公共交通圏域外を中心に、自宅と最寄駅やバス停等をつなぐ地域に身近な地域公共交通を充実させ、高齢者や子育て世代等、あらゆる世代の外出を促していくことが重要
- 乗合タクシーをはじめ、マイカーや施設送迎車の活用、シェアサイクルなど選択肢を広げることが必要
- 住民や企業・団体等の地域貢献によるボランティア輸送も、公共交通で賄いきれない需要に対し重要な選択肢

【施策の方向】

- 「横浜市みんなのおでかけ交通事業」の運用(行政主導のプッシュ型支援～地域に適した運行、必要な補助金等)
- シェアサイクル事業の展開による更なる利便性向上、安全な利用環境の推進
- 自家用車を活用した交通サービス導入に必要な運転士の育成(運転技能の向上)や担い手確保の支援

新たな地域公共交通の導入フロー



施策3 利用促進・外出促進

【考え方】

- 地域公共交通は多くの方々に利用いただくことが不可欠であり、積極的に利用する意識の醸成が重要
- 外出を促すことで人々の健康維持やまちの活性化、脱炭素化等、多面的な効果を及ぼす

【施策の方向】

- モビリティマネジメントの一層の推進(「知って」「乗って」「楽しんで」がキーワード)
「知って」: 様々なツール・媒体(動画・デジタルサイネージ)や機会(地域イベント)を活用した情報発信
「乗って」: 高齢者・子育て世代等のニーズに応じた利用促進策、誰もが利用しやすい車両導入・乗り場環境改善
「楽しんで」: 地域イベントとのタイアップや生活サービスとの連携による外出の目的づくりや魅力向上

施策4 交通DX・GX・共創の推進

【考え方】

- (DX) 自動運転等の技術革新を踏まえた効率的な対応・利便性向上、交通データ蓄積によるサービス改善が重要
- (GX) 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進が重要
- (共創) 交通課題の解決やまちの活性化の推進力を高めるため、民間企業など多様な主体の参画を促すことが重要

【施策の方向】

- (DX) 新技術の積極的な活用による利用データ取得・活用、多様な支払い方法の導入、生活利便施設等との連携
- (GX) 環境配慮型車両(EV(電気自動車)・FCV(燃料電池自動車))及び充電施設の導入推進
- (共創) 地域交通課題の解決に資する企業・団体等の提案募集や取組への支援の実施

5章 計画期間中に実施する取組

計画期間(令和7(2025)年から令和11(2029)年までの5年間)に実施する取組を整理しました。

基本方針	施策	取組
地域公共交通を 守る	施策1 バス ネットワーク 維持	ア バス路線の再編・効率化
		イ 生活交通バス路線の維持
		ウ バス運転士の確保策の推進
		エ 市西部地域における交通ネットワークの構築
地域公共交通を 増やす	施策2 新たな 地域公共交通 の導入	オ 新たな地域公共交通の導入支援「横浜市みんなのおでかけ交通事業」
		カ マイカーや施設送迎車等を活用した交通サービスの担い手支援
		キ 公共ライドシェア(交通空白地)、日本版ライドシェア等の活用
		ク シェアサイクル事業の推進
地域公共交通を 積極的に 使う	施策3 利用促進・ 外出促進	ケ 地域の方々を対象としたモビリティマネジメントの実施
		コ あらゆる世代の外出促進(高齢者、子育て世代等)
		サ バリアフリー対応車両の導入及び周知啓発
	施策4 交通DX・GX・ 共創の推進	シ 新たな交通サービスの創出
		ス 移動実態データ等を活用した移動需要の把握と共有
		セ 公共交通のEV・FCV化、インフラ整備の推進
		ソ 共創の取組の推進(社会的課題の解決に向けた企業提案募集)

7章 国庫補助事業の活用

考え方

本市の各種支援制度に加えて、国庫補助事業も有効活用し、関係者で連携し取組を推進します。

活用の方向性

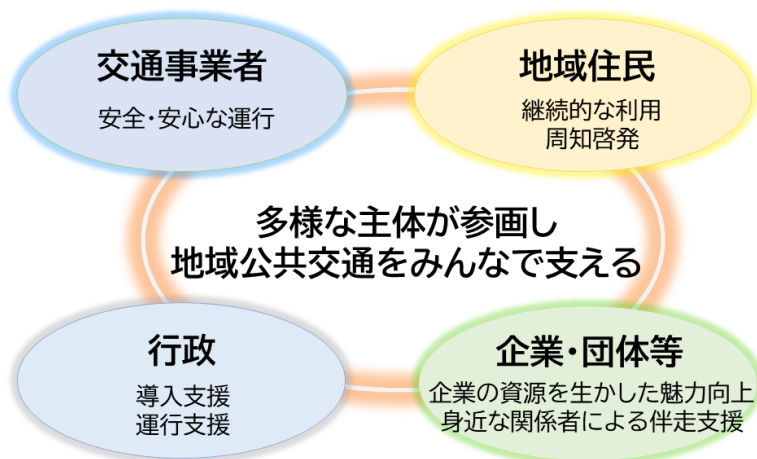
- 「生活交通バス路線維持制度」や「横浜市みんなのおでかけ交通事業」により維持・導入する地域公共交通の運行(国の指定する交通不便地域の解消に資する路線の場合)
- 民間企業と連携した、交通DX・GX・共創(自動運転、MaaS等)の新たな取組
- 交通事業者による公共交通バリアフリー整備
- 公共交通のDX・GX投資に対する出資・融資

8章 推進体制

推進体制

本市の目指す姿の実現に向け、関係者がそれぞれの役割のもと連携して地域公共交通を支えていきます。

加えて、企業・団体等の参画を促し、実現性、持続性を高めていきます。



連携体制イメージ

6章 指標の設定

「目標」と「地域の診断の要素」を設定し、取組の効果等を検証するなど、計画として総合評価を行います。

目標(横浜市全体の評価指標)

評価指標	本市のねらい 数値(目標)
駅まで15分 達成人口割合	・ 朝夕の通勤通学の速達性、利便性確保 92.3%→維持
導入及び維持 した路線数	・ 日中のお出かけに対するアクセス性確保 33路線→84路線
新たな 支援 地区数	・ 地域公共交通導入の必要性の確認 ・ 運行状況に応じた支援 50地区程度
バス 運転士 充足率	・ 路線バス維持に必要な運転士数の確保 94.3%→100%
外出増加 地区数	・ 外出促進、健康増進、地域交流創出 50地区程度
利用促進に関 する取組件数	・ 取組を通じた関係者間の意識醸成 52件/年→増加
利用転換	・ マイカー利用から地域公共交通利用(自 転車含む)への転換 50.2%→増加

地域の診断の要素(各地域単位での評価指標)

段階	診断の要素
取組前	現状診断 ・ アクセス性 (最寄駅、生活利便施設等への移動負担、距離、時間、料金 等) ・ 地域特性 (人口構成、地形、道路幅員、道路勾配、 周辺公共交通の情報) ・ 生活実態
取組後	直接効果 ・ アクセス性の変化 ・ 運行本数 ・ 利用状況 (利用者数、利用傾向、頻度 等) ・ 運行収支 (運賃収入、運行経費、補助金額 等) ・ 外出頻度、意欲の変化 波及効果 ・ 人との関わりの変化、ウェルビーイング ・ マイカー利用頻度、高齢者の免許返納 割合の変化

本計画に位置づけられた取組の進捗管理・効果検証を行うため、「横浜市地域公共交通活性化協議会」を運営します。

横浜市地域公共交通活性化協議会

- ・ 地域住民・交通事業者・行政・学識経験者で構成
- ・ 交通政策の理念と目標を共有
- ・ 交通施策のあり方・方向性の意見交換
- ・ 施策実施状況、指標モニタリング

地域公共交通会議

- ・ 地域交通の実務的内容の協議
(運行計画案・運行実績等)
- ・ 走行環境整備事業、バスネットワークの構築

バス交通部会

路線バスの維持・活性化

鉄道部会

鉄道事業者と調整・意見交換

福祉有償移動サービス運営協議会

福祉運送の実務的内容の協議(区域、対価等)

用語定義

■地域公共交通

地域で常に提供され、不特定多数の人が安全・安心に利用できる交通サービス。一般に地域交通と略して呼ばれることもある。

■横浜市みんなのおでかけ交通事業

買い物などの日常生活の移動が不便と感じる地域で、自宅周辺や最寄り駅などへ移動するための新たな地域公共交通「おでかけシャトル」を導入し、地域の移動課題の解決を目指す事業。

■モビリティマネジメント

一人ひとりの移動を対象としつつ、それらが社会的にも個人的にも望ましい方向(過度なマイカー利用から、地域公共交通を適切に利用する状態)に自発的に変化することを促す施策。

■2024年問題

2024年4月から運転士の時間外労働の上限規制等が適用され、労働時間が短くなることによる人手不足等の問題。

■共創

交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域公共交通の維持・活性化を目的として複数の主体が連携して行う取組。

本編はこちらからご覧いただけます

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/plan/chiki-kotsu-plan.html>





帰り雨だったら
どうしよう…

出かけている人を
見かけなくなった…

子どもとの移動は
大変…

免許返納して移動の
足が無くなった…

障害のある家族が
出かけられなくて心配…

タクシーがいつ
来るかわからない…

子どもの習い事の
送迎が大変…

買い物は帰りの
荷物が不安…

歩くのが辛くなった…

マイカーの運転も不安…

横浜市地域公共交通計画

令和7（2025）年4月

横浜市都市整備局交通企画課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL：045-671-2021 FAX：045-663-3415



地域公共交通の導入でまちにどんな変化が
生まれているか、表紙と見比べてみよう！

ちいきこーちゅー

令和6年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録	
日 時	令和7年1月14日（火）14時00分～16時00分
開催場所	横浜市役所 18階会議室（みなと6・7）
出席者	門谷委員、藤井委員、梅原委員、矢村委員、熊坂委員、白石委員、水野委員、服部委員、西尾委員、鈴木委員、宮越委員、鈴木委員、高木委員、新井様（森下委員代理）
欠席者	倉澤委員
開催形態	公開（傍聴者0名）
議 題	1 開会 2 協議事項 （1）横浜市福祉有償移動サービス運営指針改定について （2）道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（4団体） （3）道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（7団体） （4）道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議（2団体） （5）道路運送法第79条登録団体の複数乗車の必要性の協議（1団体） （6）道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（8団体） 6 報告事項 （1）道路運送法第79条登録団体の変更報告について （2）事故報告について（1団体） （3）行政処分等に係る通知の報告（1団体） （4）福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について （5）横浜市福祉有償移動サービス実施団体担当者研修について （6）地域支え合いドライバー支援講習について（都市整備局） （7）地域公共交通計画（素案）の意見募集について（都市整備局） （8）令和6年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録
決定事項	決定事項 ・協議事項(1)から(6)までについて協議が調った
議 事	1 開会 2 協議事項 （1）横浜市有償移動サービス運営指針改定について （西尾会長） 国の通知に伴って、横浜市福祉有償移動サービス運営指針を2か所改定するということだが、この点について質問や意見等はあるか。 （白石委員） 料金表を見やすいところに表示するという事だが、点字でも表示するのか。 （事務局） 点字で表示することは義務付けていないが、要望があった際には、口頭で料金内容を読み上げる等の対応で利用者に説明する。 （白石委員） 表示する場所は、どの辺りか。 （事務局） 一律での場所の指定はしていないが、クリアファイル等に必要事項が記載されたものを入れたり、パウチをし、ヘッドレストに引っかけて表示をしたり、前の座席の背面に張り付ける形を想定している。

(西尾会長) 他に意見等がなければ、協議が調ったということでよろしいか。
(委 員) 異議なし。

(2) 道路運送法第 79 条新規登録申請に係る協議 (4 団体)

(白石委員) 料金の中で、介護保険で線引きされているのは、国の基準なのか。

(事 務 局) その通り。

(西尾会長) その他、いかがか。意見等がなければ、新規登録申請に係る 4 団体の協議については、協議が調ったということでよろしいか。

(委 員) 異議なし。

【資料 3－3】特定非営利活動法人お助けらっこ

運営協議会で協議を調えましたが、「その他」の項目に時間や曜日による加算項目があり、介護保険等適用の場合は加算することができないことが判明しました。

団体に確認し、介護保険適用と併せて、割増料金について料金の変更団体と同様、「運送の対価」に反映しないよう、具体的に加算される項目(介助料、付添料)への記載に変更しました。

再協議を行った上、協議を調えました。

(再協議の際の確認)

【介助料】

介助料については、ドライバーが行う乗降介助になります。

ヘルパー等の有資格者が運転を行う予定です。

日曜祝日夜間については、利用者からやむを得ず依頼があった場合、ヘルパー等の有資格のあるドライバーに活動を依頼するため、夜間及び日曜祝日料金が発生するとのことです。

【付添・添乗料】

付添・添乗料については、ドライバーの他にもう 1 人ヘルパー等の有資格の人を配置する費用であることを確認しました。

算定根拠としては、時間制で行うと渋滞時に利用者の負担が増えてしまうことから距離制を採用されました。

ドライバー以外のヘルパーが付添・添乗するため、介助料と同じく、利用者からの依頼で、やむを得ず対応する場合は、日曜祝日の夜間は 2,200 円が発生することを確認しました。

算出の根拠としては、訪問介護事業の身体介護で実施した場合の料金の 4 割の料金であることも確認いたしました。

(3) 道路運送法第 79 条登録団体の運賃変更に係る協議 (7 団体)

(門谷委員) 資料 5-1 一般社団法人あおばの虹の料金設定が、1 回あたり 500

	円ということだが、1回あたりの輸送距離はどのくらいか。1回が1km内であるとタクシー運賃と同額になる。 (事務局) この団体については、施設利用者と自宅の送迎を想定し実施している。最も短距離で利用している方については、3km程度の利用と聞いている。タクシーを利用した場合は、片道で1,100円程度かかるため、1回500円は「タクシー運賃の8割」の範囲だと考える。 (西尾会長) 平均距離ではなく、最短の利用が3kmということで、タクシー運賃の8割の範囲であるということだ。 (藤井委員) 資料5-4 特定非営利活動法人守の会、資料5-5 特定非営利活動法人すずらんについて、「その他」の項目に記載されている早朝・夜間割増料は運送の対価も割増の対象なのか。 (事務局) 運送の対価への設定ではなく、該当する時間に利用された場合に割増になるということだ。 (藤井委員) 該当する時間に利用した場合、運送の対価も割増になるのか。 (事務局) 介助料等の人件費も発生するため、総額に対する割増になる。 (藤井委員) ということは、運送の対価に関しても割増になるのか。 (事務局) その通り。 (藤井委員) タクシーの場合早朝・夜間の割増はあるが、日曜や年末年始割増の設定はない。割増した金額が8割以上になっていないと思うが、割増した料金がタクシー運賃の8割を超えていないか確認が必要である。資料5-4については、割増料金が全体料金に対して1回400円加算という形になるため、運送の対価にいくら加算されるかという部分を含めて確認してほしい。 (事務局) 確認し、タクシー運賃の8割であれば協議を調べてもよろしいか。 (西尾会長) よろしいか。 (熊坂委員) 申請される事業者は、それぞれ状況が違うと思う。ある利用者の親族から、何を基準に判断すれば良いのか。料金を変更することで、これだけ事業が改善される、働く方の賃金のベースアップもこれだけできるというところまで本来は見るべきではないのか。世間一般ではこれぐらいだからこれで良いではないと思う。それぞれの事業所は、運営努力をしている。中には、真剣に運営努力をしている団体もあるかもしれない。利用する方は、自分達がこれだけ負担することで事業継続されていると実感ができる。大きな基準に標準を合わせるのではなく、個々の事業の貢献を示しているから運賃を上げたいという風な努力をされているのだろうか。以前から同じように運賃を変更しているから今までとおりの考え方で良いという事業所と、事業所の努力を利用者に示し理解をしてもらったうえで、利用料金の値上げをするところがあると思う。どの地域でも、どんな障害があろうと、一律で受けられる補助があるという体制を敷いていかないと、毎回協議をする際に、何を基準に検討して良いか分からない。 (西尾会長) 料金変更の考え方、経営状況をどう判断していくかということも必要ではないかという意見であった。なかなか難しい問題である。事務局から意見等あるか。 (事務局) 料金変更の申請を受け付ける際、国の通知に基づいて金額や理由等を確認している。「タクシー運賃の8割であること」と国からの
--	---

	通知にもあるため、料金の妥当性も確認している。もともと、国の通知「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱い」がベースになっている。人に係る経費についても、最低賃金の金額等も確認を行っている。福祉有償運送は、利益を求められる事業ではない。また一方では、利用者の負担を検討することの必要性もある。熊坂委員の発言にあったような客観的な材料はないため、ここで回答することは難しい。団体から料金変更を受け付ける際には、ヒアリングを十分に行うなど丁寧な対応を心掛けたい。また実施団体には、定期的に訪問している。団体の状況等を確認しながら、どのようなことができるか検討していきたい。 (熊坂委員) 何を基準にして、協議を調べればよいのか。その基準が分からない。自分達の子どもや周りの状況を見て、これくらいなら妥当なのかということではしか賛成できない。どこまで厳格にやるかは別として、財政上の基準をどこに求めるのか、難しい問題だと思う。 (事務局) 難しい問題ではある。国の通知から考えられる確認は実施している。運送の対価だけではなく、他の福祉有償運送に係る対価についても国から通知が出ている。国の通知で確認できる範囲で行っているという回答になってしまう。頂いた意見を基に、受付時や訪問時にしっかりと団体に聞いていきたい。 (西尾会長) 基準としては、前回の運営協議会で配布された資料にもあったが、運送の対価がタクシー運賃の5割から8割までに引き上げられた。今回もそれを基準として、その範囲内であれば基本的には合意ということになるのか。経営状況までこの場で判断するというのはなかなか難しいため、基準は国からの通知になるのではないかと。1つ前の質問に戻ると、土日祝日の割増料金の設定金額と比率が、どの項目の料金にかかるということを書類だけで判断することは難しい。事務局の方で確認をし、運送の対価が8割に収まっているかを確認してほしい。割増料金は、運送の対価にかかるのか、介助料等にかかるのか。 (事務局) 一度確認させてほしい。 (西尾会長) 資料5-4 特定非営利活動法人守の会と資料5-5 特定非営利活動法人すずらんに関しては、事務局が確認することが条件となる。その他、いかがか。 (白石委員) 介護保険や障害福祉サービス利用時と実費設定がよく分からない。訪問介護事業者が片手間にやっている感じなのか。介護保険を利用すれば、資料5-5の介助料を例とすると、1000円で済むということか。 (西尾会長) 資料5-5の介助料と添乗・付添料に記載されている「介護保険・障害福祉サービス利用時」と「実費」の取扱いについて質問があった。サービスを利用した場合は、法定の自己負担割合分となっているので、利用しているサービスの1割・2割・3割の支払いとなり、それ以外の利用時は実費の1回1,000円となる。 (事務局) その通り。保険等適用分と実費を2重で請求しないようするためにこのような記載をしている。 (西尾会長) 例えば、介護保険利用時というのは、居宅サービス（デイサービスとか訪問介護サービス）を利用した時か。 (事務局) 訪問介護サービスの通院等乗降介助を利用した際に発生する費用
--	---

が、自己負担割合（１割・２割・３割）の金額ということになる。通院等乗降介助の制度を利用するか、あるいは利用せず実費で支払うかという区分けになる。

（白石委員） 介護保険を利用していれば無料ということか。

（事務局） 利用者の負担割合分に応じた金額になる。

（鈴木委員） 事務局から「通院等乗降介助」という言葉が出たが、介護保険の訪問介護保険サービスの中に通院等乗降介助というサービスがあり、単位数が決められている。往復 194 単位（片道 97 単位）を 10 割で計算すると約 2,000 円弱となる。法定の自己負担割合分で考えると 1 割負担の方は 194 円、2 割の方は 400 円弱、3 割の方は 600 円弱という考え方になる。添乗・付き添い料の部分で法定の自己負担割合分と記載している団体がいくつかあった。付き添いの部分について、介護保険が適用されるのか、実費という感覚がある。この点の団体の設定状況はどのようになっているのか。通院等条項介助を適用せず、階段の昇降介助となれば「身体介護」という項目で対応すれば 300 単位くらいになる。添乗・付き添いとなると保険適用になるのかという点が気になる。

（事務局） 障害福祉サービスでは、１人で移動することが困難と認められている方に対しては、２人対応等が認められている。それ以外で、対応が必要な場合は実費で依頼されるのではないか。

（西尾会長） サービス利用時というのは、介護保険や障害福祉サービスのなかで該当するサービスを利用している時に、その費用負担が発生する。それ以外のサービスに該当しない場合は、実費で１回いくらかという設定になっている。運営団体も苦勞されているのではないかと想像する。その他に意見等あるか。国から発出された旅客から収受する対価の基準が変更されて２回目の運営協議会ということもあり、今回 7 団体の料金変更の申請があった。

（白石委員） 福祉有償運送を実施している団体は、訪問介護事業を行っている団体は多いのか。何割ぐらいか。

（事務局） 確かな事業所数が分からないため、持ち帰って確認したい。

（西尾会長） 新規登録申請団体の中では、介護保険や障害福祉サービスを実施している団体、介護保険等サービスを実施していない団体とさまざまであった。介護保険事業を実施している団体は全体の何割ぐらいかは分からないが、印象としては 6～7 割の団体は介護保険や障害福祉サービスの実施をしていると感じる。それ以外に利用者のニーズに応じて、送迎や個別の依頼に応じて活用されていると感じる。介護保険等サービスを実施せず、福祉有償運送のみ実施している場合もある。

（事務局） 福祉有償運送のみ実施している団体もあれば、介護保険等の指定を受けている団体もあり、印象としては、介護保険や障害福祉サービスを併用して実施していることが多いと感じる。

（西尾会長） 法人名をみると特定非営利活動法人が多い印象があり、社会福祉法人の登録も多い。最近是一般社団法人からの申請も出てきていると感じる。できれば、次回までに全体の割合等を示してもらえるとありがたい。その他いかがか。今回、7 団体からの料金変更申請があった。質問があったとおり、資料 5－4・資料 5－5 については割増料金の取扱いについて事務局に確認依頼し、割増料金を加算し

た場合に運送の対価が8割に収まっていることを確認することを条件とし、他の5団体についてこの協議会で協議が調ったことしたいが、いかがか。

(委 員) 異議なし。

(西尾会長) 事務局もよろしいか。

(事 務 局) 了解した。

【資料5－4】特定非営利活動法人守の会

「運送の対価」に反映しないよう、具体的に加算される項目（介助料、付添料）への記載に変更しました。再協議を行った上、協議を調べました。

【資料5－5】特定非営利活動法人すずらん

「運送の対価」に反映しないよう、具体的に加算される項目（介助料、付添料）への記載に変更しました。再協議を行った上、協議を調べました（再協議の際の確認（特定非営利活動法人すずらん））

【介助料】

ドライバーが行う乗降介助です。

福祉有償運送はドアツードアの個別輸送のため、利用者を玄関先等から車まで、または車から目的地の玄関先までの介助をします。

【付添料】

添乗が必要な利用者は自分で手配し同乗させるとのことでした。利用者の希望により、運送と連続してドライバーに付添を依頼する際にこの料金が発生します。

また「日曜・祝日」「年末年始」はサービス提供日ではないため、時間外料金は発生しないとのことです。

＊時間外の送迎回数：月 20 回程度

少ない月で 13 回程度

＊日曜・祝日の送迎回数：月 2～5 回

＊年末年始の送迎：多くて 20 回

少なくても 10 回

(年末年始の利用は透析患者)

横浜市を運送の区域として活動する団体（55 団体）の内訳

福祉有償運送のみ実施している団体：14 団体

介護保険および障害福祉サービスの事業所：41 団体

(令和 7 年 2 月 1 日現在)

(4) 道路運送法第 79 条登録団体の変更登録申請に係る協議（2 団体）

(白石委員) 拡大の理由が資料の中で確認できるか。

(事 務 局) この 2 団体については、障害福祉サービスの事業所指定を取っている。障害福祉サービスの中で、通学・通所のサービスや移動支援のサービスを実施している。資料 6-1 一般社団

法人煌については、要介護・要支援認定者を今回運送したいという申し出があった。資料 6-2 NPO 法人ぷろむな一どについて、通所している知的障害のある利用者からの依頼があったということである。両者とも利用者を安心・安全に運送できる体制がとられていることを確認した。

(西尾会長) 資料の中では具体的な状況は示されていないが、受付の際に事務局で確認をしているということだ。

(白石委員) 了解した。

(西尾会長) その他いかがか。質問等なければ、この 2 団体については旅客の範囲の拡大の協議については協議が調ったということによろしいか。

(委 員) 異議なし。

(5) 道路運送法第 79 条登録団体の複数乗車の必要性の協議 (1 団体)

(西尾会長) 1 団体から複数乗車の依頼があった。この協議について、質問等いかがか。

(白石委員) 今回の場合は、この夫婦についてのみ認めるのか。

(事務局) 同一の出発地と着地であるという理由から協議の申請があった。今回対象になるのは、このご夫婦に対して複数乗車を行うと確認している。

(白石委員) 夫婦であるという確認はどのように行うのか。同一の出発地と着地であれば複数乗車は可能ということか。

(事務局) その通り。この団体については、今回更新対象団体でもあるため、更新申請書類に添付された旅客名簿からのご家族であることを確認した。

(白石委員) 同一世帯ということか。

(事務局) その通り。

(西尾会長) 複数乗車については、資料 7 でいくつかの事例が挙げられている。福祉有償運送は個別輸送が原則であるが、例外として、透析患者の輸送や書会社の施設送迎など協議会で認められた場合は複数乗車が可能となっている。今回のライフサポート横浜の場合は、資料 7 にある例⑥「同居親族の会員の、乗車地・目的地が同一である場合の輸送」に該当すると思う。その他、意見等いかがか。よろしければ、複数乗車の必要性の協議については、協議が調ったということによろしいか。

(委 員) 異議なし。

(6) 道路運送法第 79 条更新登録団体申請に係る協議 (8 団体)

(西尾会長) この半年くらいの期間に有効期限を迎える 12 団体のうち、8 団体の更新登録申請について事務局から説明があった。更新登録申請について意見等あればお願いしたい。意見等がなければ、この 8 団体については協議が調ったということによろしいか。

(委 員) 異議なし。

3 報告事項

(1) 道路運送法第 79 条登録団体の変更報告について

(西尾会長) 質問等あるか。有効期限を迎えずに廃止をした団体はあるか。
(事務局) 廃止届を提出した団体は3団体ある。
(西尾会長) その他に意見等なければ、変更報告については以上となる。

(2) 事故報告について (1 団体)

(西尾会長) 意見等あるか。
(白石委員) 今回の事故のドライバーの年齢が81歳と報告されているが、全体的に高齢化が進んでいるのか。
(事務局) すべての団体のドライバーの年齢や平均年齢は確認していないが、書類を確認する限りでは高齢化が進んでいるように感じる。80歳を超えて運転をしている方も多い。しかしながら、活動から外してしまうと、利用者のニーズに対応できないという問題もある。この点については、大きな課題であると感じている。
(西尾会長) という現状がある。今回の件は、団体からの報告があったということか。
(事務局) その通り。
(西尾会長) 団体としても再発防止策として、定例会でドライブレコーダーの画像を共有し、ドライバー同士お互いに注意喚起を行う取り組みもされているようだ。報告と同時に、団体として安全運転の取り組みが非常に重要だと思う。その他よろしいか。
(委員) 異議なし。

(3) 行政処分等に係る通告の報告 (1 団体)

(西尾会長) 違反があり、行政処分の通知を出したという報告であった。
(白石委員) 今回行政処分を出したということだが、何が一番問題か。
(事務局) 実施団体の運転者が道路交通法違反で免許停止処分になった。免許停止期間を短縮するために、道路交通法上の講習を受講したが、利用者から料金を収受し、安全の輸送するために道路運送法では、運転者が免許停止の状態になった場合は、適性診断を受講しなければならいと決められている。今回のケースは、その適性診断を受講せずに運送を再開し、利用者から料金を収受したという事実に対し、警告書を発出した。
(白石委員) ドライバーの適格性に欠けていたということか。
(事務局) 運転をするということに関しては、免許停止期間を短縮する講習を受講したことで問題はないが、福祉有償運送のドライバーとしては、適性診断を受講せずに運転を再開したという事が問題となる。
(白石委員) 法的な問題ということか。
(事務局) 法定樹に問題があるということで警告書を発出した。その後改めて、改善されたことを事務局として確認を行った。
(白石委員) 行政処分のない由生はどのようなことか。
(事務局) 説明が重複するが、道路運送法で規定する内容に違反する事実が認められたということで警告をし、横浜市に改善報告を提出することを求めた。後日、(独立行政法人自動車事故対策機構等が実施する)講習の受講についても改めて確認を行った。
(西尾会長) 福祉有償運送を実施している団体に対し、警告書を発出したという

報告であった。

(4) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

(西尾会長) 前回の運営協議会から本協議会までの間、15 団体を訪問し確認を行ったという報告であった。質問等あるか。質問等がなければ報告は以上とする。引き続き、安全確保の確認をお願いしたい。

(5) 横浜市福祉有償移動サービス実施団体担当者研修について

(西尾会長) 11 月に実施団体向けに行った研修の報告であった。現状、担い手不足やドライバーの高齢化など不安に思うという回答があり、大きな課題であるということが分かる。また神奈川運輸支局にも協力をしていただき、制度説明についても丁寧に説明をしていただいたということだ。

(6) 地域支え合いドライバー支援講習について (都市整備局)

(西尾会長) 地域支え合いドライバー講習を 2 か所で開催したという報告であった。担い手不足という課題がある中で認定講習が行われた。

(白石委員) 研修や講習をやることは良いことだが、利用者不在の研修や講習は意味がないと思う。

(事務局) 今後の参考にさせていただく。

(西尾会長) 意見として聞いていただきたい。その他いかがか。昨年の場合、参加者が登録不要の輸送や福祉有償運送に関わる参加者もいた。広めていくことが必要であるし、白石委員の発言のとおり、利用者の声を聴いていただくことも必要であると思う。

(7) 地域公共交通計画 (素案) の意見募集について (都市整備局)

(西尾会長) 地域公共交通計画というものが作られ、意見募集があるという報告であった。

(熊坂委員) この計画は、移動サービスを基準にした計画であることは承知しているが、歩行環境の改善のことも考えてほしい。ある県道では、歩道もなく、歩いているとダンプカーのような大型車からクラクションを鳴らされる時もある。車いすを押していても走行を譲ってもらえない。通学路は、そのような道路を通らないように決められているが、裏の通学路は真っ暗で街頭もないよう道で、樹木も覆っており、これは誰が管理するのか。移動サービスに対する計画としては素晴らしいが、住民を基準とした環境整備はどの部署が取り上げるのか。

(都市整備局) ご意見のとおり、徒歩やマイカーで移動することが難しくなった方が、移動サービスに頼れるような計画をまず検討している。安全安心という観点で、歩行の環境や道路環境が損なわれてしまうということがあってはならない。この計画の中にも安心安全な地域公共交

	通というテーマ記載し、課題認識を掲げて、計画を推進していきたいと思っている。 (熊坂委員) 横浜市と障害者団体の話し合いの中で、何年も車いすを押して安全に道路を利用できるようにしてほしいと伝えているが、いっこうに話が進まない。道路局に言っても「所管課でない」という回答しか出てこない。まずは、都筑区で模範を示してほしい。 (都市整備局) 引き続き、道路局とは情報を共有していく。 (白石委員) 話が重複するが、厚木街道は電動車いすでは移動が全くできない。歩道を走行すると行き止まりになり、にっちもさっちも行かない。バックすることさえできない。非常に怖い思いをする、厚木道路に関しては、20年前から言っているが、全く改善されない。県道の整備を何とか進めていただきたい。公共交通機関については、ユニバーサルデザインとかで、ベビーカーや高齢者が車いす用のエレベーターを使うことが多く、車いす利用者が危険な思いをしている。エレベーターに関しては、車いす専用にしてほしいくらいである。結構ひどい状況である。市営地下鉄の上永谷駅には、「順番を守ってください」と書いてある。順番を守ることによって、定員を超えてしまい、エレベーターが落ちそうになったことがある。この車いすが180kg あること皆さんは知らないので、軽く定員を超えて乗ってくる。高齢者の方が、地下鉄の敬老パスの読み取り機に注意を取られ、車いす利用者にぶつかってくることもある。読み取り機が設置される前は、そのようなことが全くなかった。車いす利用者がエレベーターに優先的に利用しようとする、順番を守るように注意されることもある。これも国が提唱しているユニバーサルデザインの影響だと考える。 (都市整備局) 計画に位置付けながら、道路については道路局とも話し合っていきたい。計画を作成する際に、地域公共交通活性化協議会を設置している。そこで国や関係機関と連携を取っている。本日いただいた意見を共有しながら進めていきたい。 (事務局) 福祉のまちづくりも(福祉保健課では)担当し、皆さまが安心・安全に暮らせるように考えている。白石委員からのご意見も認識しながら、福祉のまちづくりの立場からも考えていかなければならないと思っている。参考にさせていただきたい。 (西尾会長) 健康福祉局の中にも福祉のまちづくり担当がある。道路の問題、公共交通の問題、社会の変化の中で困難が生じている。とりわけ、移動に困難が生じる障害者や高齢者が利用する福祉有償運送の協議をこの場で行っている。より移動しやすい環境について提案を行っていきたいと思う。パブリックコメントの締め切りまで期間があるので、ぜひ委員の皆さんも意見を出していただきたい。 (白石委員) パブリックコメントはネットからも送ることができないのか。
--	--

	(都市整備局) インターネットや電子メールでもご意見を承っている。 (西尾会長) それでは、令和6年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会は以上とさせていただきます。 (終了)
--	--

令和6年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事要旨	
日 時	令和7年1月15日（水）
開催方法	書面
出席者	門谷委員、藤井委員、梅原委員、矢村委員、熊坂委員、白石委員、水野委員、服部委員、西尾委員、鈴木委員、宮越委員、鈴木委員、高木委員、倉澤委員、森下委員
議 題	1 協議事項 （1）道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（2団体）
決定事項	決定事項 ・協議事項(1)について協議が調った

「運送の対価」について

タクシー運賃	【距離制】 初乗り1.091kmまで 500円 (1km=458.29円) 239mごと 100円加算 (1km=418.41円) 【時間制】 初乗り1時間まで 5,450円 30分ごと 2,460円
8割の対価	【距離制】 初乗り1kmまで 366.632円 (端数切捨て:366円) 初乗り2kmまで 701.36円(端数切捨て:701円) (初乗り1kmまで:366.632円+加算分:334.728円/km) 以降、1kmごとに334.728円加算

【例】5km利用した運送した場合の「運送の対価」

タクシー運賃	2,130円 【458円(初乗り1.091kmまで500円:約458円/km)+ 1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】
8割の対価	1,702円【366円(初乗り1km:約366円)+1,336円(約334/km×4km)】

事 務 連 絡
令和5年12月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価
の取扱いに係る考え方について

標記については、「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）により取り扱っているところである。

今般、同通達の2.（3）①旅客から収受する対価の水準について改正を行い、「当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割であること」を対価設定の目安の基準として示したところである。

具体的な対価の目安設定における考え方を、下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安を算定するための経常費用の項目を以下のとおり示す。

- ① 人件費（運行管理及び整備管理を含む。）
- ② 燃料油脂費
 - イ 燃料費
 - ロ 油脂費
- ③ 車両修繕費（タイヤ・チューブ費を含む。）
- ④ 車両償却費（自動車リース費を含む。）
- ⑤ その他諸経費
 - イ 諸税（自動車税、自動車重量税、その他）
 - ロ 保険料（強制保険、その他）

2. 対価の目安の設定の考え方

対価の目安の設定の考え方については、以下のとおりとする。



- (1) 当該地域の直近のタクシーの距離制初乗り上限運賃を算出する際に使用した原価計算対象事業者の各経常費用項目の合計をもとに、その構成比を算出する。
- (2) 距離制初乗り上限運賃について、1キロメートル当たりの運賃に換算し、それを(1)で算出した構成比で割り付ける。
- (3) 割り付け後、上記1の経常費用項目の合計額を算出する。
- (4) 距離制運賃を定める場合には下記①、時間制運賃を定める場合には下記②の方法により、自家用有償旅客運送における初乗り運賃の対価の目安を定める。

① 距離制運賃を定める場合

上記(3)で算出した合計額を1キロメートルまでの初乗り運賃の対価の目安として定める（なお、1キロメートルは例示であり、これに限られるものではない。）。

例 1キロメートルまで●円。

② 時間制運賃を定める場合

当該地域の直近のタクシーの時間制初乗り上限運賃について、5分当たりの運賃額に換算し、それに上記(2)で換算した1キロメートル当たりの運賃に対する上記(3)で算出した合計額の割合（以下「運賃割合」という。）で乗じた金額を5分までの初乗り運賃の対価の目安として定める（なお、5分は例示であり、これに限られるものではない。）。

例 5分まで●円。

- (5) 加算運賃については、直近のタクシーの距離制運賃又は時間制運賃における加算運賃に、運賃割合を乗じた金額を加算運賃の対価の目安として定める（なお、1キロメートルや5分は例示であり、これに限られるものではない。）。

例 以降、1キロ毎に●円。

以降、5分毎に●円。

なお、自家用有償旅客運送における初乗り運賃の対価の目安に加えて、加算運賃の目安についても定めるなどして、適切な対価が設定されるよう留意されたい。加えて、いずれも対価の目安であるため、地域公共交通会議等においては目安に拘束されるものではないことに留意されたい。